

第 38 回人権理事会公式文書

房野 桂 訳

人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書 (A/HRC/38/45)

事務局メモ

理事会決議 35/5 に従って準備された人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者 Maria Grazia Giammarinaro のテーマ別報告書をここに謹んで人権理事会にお伝えする。

国際移動を統治しようとする国家の努力は、しばしば、人身取引の被害者を明らかにする法的責務から切り離されており、被害者の保護と人身取引者の訴追に対して否定的な結果を生み出している。残念なことに、ある国々における非正規移動の防止と大衆迎合主義的で外国人排斥的な反移動に重点を置いた国際政治アジェンダが、犯罪防止の視点から移動の流れの管理に対する対応をさらに奨励しており、これが人権保護をその中心に据えていない。

交じり合った移動の中で、人々は、異なったカテゴリーに分けられ、それによって異なった型の支援を割り当てられている。しかし、厳しいカテゴリーを通してそれぞれの移動の旅の状況に明確な線引きをすることは特に問題であり、厳しいカテゴリーを通じた身分証明が、被害者に対する保護と支援におけるギャップに繋がることもある。

本報告書で、特別報告者は、交じり合った移動の状況での人身取引の被害者と被害者となる可能性のある者の身分証明、リファール、保護の課題を分析している。数多くの団体の調査結果とフィードバックに基づいて、特別報告者は、国家、国際団体及び市民社会団体が人身取引被害者と被害者となる可能性のある者の効果的保護を確保するために、その対応を適合させる手助けをするための勧告を提供している。これら対応は、それぞれの場合の特別な決定にかかわらず、その特徴と状況によって脆弱な状況にある集団と人の身元確認に重点が置かれなければならない。脆弱性の明確化の初めに保護プロトコルを活性化することが人身取引被害者を支援し、人身取引被害者と被害者となる可能性のある者の再被害化、拘束、国外追放を避ける最も効果的な方法の一つであるかも知れない。

I. マンデートの活動

1. 2017年9月5日に、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者は、「移動者と人身取引被害者の適切な身元確認、保護、支援を含めた移動者の密輸、人身取引及び現代の形態の奴隷制度」と題する安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトの第5回非公式テーマ別セッションにパネリストとして参加した。彼女は、「移動者と人身取引被害者の適切な身元確認、保護、支援」に関するパネル討論中に発言した。

2. 2017年10月10日に、彼女は、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者と共に、第72回総会にテーマ別報告書を提出した。その報告書の中で、特別報告者は、紛争と人道危機の状況での売買、人身取引及びその他の形態の搾取に対する子どもの脆弱性に対処した。

3. 2018年3月1日に、人身取引に関する特別報告者は、人の基準と多様なステイクホルダー・イニシアティブを通じた供給網における人身取引への対処に関して、ジュネーブで専門家グループ会議を開催した。この会議は、これらイニシアティブのガバナンス、監視、苦情申し立てメカニズムにおける労働者の声と内部の労働者の積極的参画を高めることに重点を置いた。

II. 報告書の方法論

4. 本報告書のために直接的な情報を集めるために、2017年10月12日から13日まで、特別報告者は、入国所での身元確認手続きをよりよく理解するために、イタリアのカターニアにテーマ別訪問を行った。彼女は、2018年2月1日から2日までポルトガルにも行き、ここで労働搾取のための人身取引被害者の身元確認の好事例を伝えられた。2018年3月26日に、彼女は、欧州対外国境管理機関(ERONTEX)と欧州対外国境での人身取引被害者の身元確認と関連する人権に関する役割に関して情報交換を行った。本報告書は、パートナーやステイクホルダーからの提出物にも基づいている。

5. 上記インプットに基づいて、特別報告者は、被害者となる可能性のある者の身元と人身取引に対する脆弱性の指標を効果的に明らかにする際の現在の審査ツールと方法論の不適切性を認めている。現在の移動に関する対話を反映して、地理的に限られ、欧州からのものが圧倒的であったが、インプットの要請に対する回答は豊富であった。ある地域からの回答の欠如が市民社会のスペースの縮小のためであるかも知れないことは心配である。特別報告者は、報告書にフィードバックを提供してくれた団体に感謝している。彼女は、カターニアの検察局、ポルトガルの人身取引国内報告者及びFRONTEXに、その調査結果が本報告書を豊かにしてくれた3つのテーマ別訪問を受け入れてくれた際の役割に対して感謝している。

III. 序論

6. 密輸と人身取引との間の明確な法的区別は、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止、抑制し、罰するための議定書(「パレルモ議定書」)で定義されているが、この2つの犯罪の間の違いは、交じり合う移動の中でますますぼやけている。

7. 特別報告者は、人、特に女性と子どもの人身取引は、主として人権侵害であり、しばしば交じり合う移動と相互に関連しており、似たようなルートに沿って、似たような旅行手段を用いて、様々な、しばしば相互に関連する理由で、ほとんどが非正規に移動する難民、亡命者、移動者を含め、様々なカテゴリーの移動者を含んでいるものと考えている¹。人々は、必ずしも人身取引された人として混ざり合う移動に加わるわけではないが、旅行中または経由国または目的国に到着する時に人身取引されるかも知れない。その移動は独立して、または密輸者のサービスの利用して始まったのかも知れないが、後にな

¹ A/HRC/29/38、バラ 11 を参照。

って人身取引に変わったのかも知れない。

8. 現在の移動の状況での人身取引被害者の身元確認と保護に関連する課題は、加盟国が現在、難民に関するグローバル・コンパクトと安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトを折衝している国内・地域・国際レベルで、適切に対処されてこなかった。特に、欧州及びその他でのいわゆる移動「危機」は、深刻な保護ギャップを明らかにし、国家の対応は、人身取引の被害者または被害者となる可能性のある者の保護が、国々が非正規移動に直面し、特定のカテゴリーの被害者(ほとんどが女性と子どもの性的搾取)のニーズに対応することに向けられている時には、しばしば優先されないことを示している。

9. 早期の身元確認は、人身取引または人身取引または搾取に対する脆弱性を示すものを発見するための人の審査の正規のプロセスであるのみならず積極的な非正規のプロセスとなるものとして明らかにされつつある。早期身元確認は、一回限りのプロセスとみなされるべきではない。支援提供者との初めての接触で被害者が名乗り出るとは減多になく、増してや特に重大な形態の搾取を受けている時には法律執行当局との初めての接触で名乗り出るとはほとんどないことを現地からの経験が示してきた。被害者がトラウマの経験を分かち合うことができるように安全なスペースと信頼関係が生み出された時に身元確認が可能である。従って、最初に対応する者の間に人身取引と被害者のニーズを示すものに対する認識がほとんどなく被害者となる可能性のある者が目指す目的国でない国で身元を確認されたり登録されたりしたくないという意向のために、経由国のみならず、捜査・救援活動の下船ポイント、ホットスポットまたは空港のような到着地点で人身取引被害者の身元をうまく確認することは難しい。

IV. 国際政策枠組

10. 「パレルモ議定書」の下で、国家は人身取引を防止し、人身取引者を捜査して訴追し、人権を完全に尊重して人身取引された人を支援し保護するよう求められている。人身取引された人の身元を正確に確認できないことは、その人の権利のさらなる否定という結果となる可能性がある。従って、国連人権高等弁務官事務所の「人権と人身取引に関する推奨される勧告とガイドライン」²の中で、国家はそのような身元確認が行われことを保障するよう求められている。身元確認ガイドラインと手続きを確立する必要性に関する同様の責務も、地域条約に書かれている³。

11. 「子どもの権利に関する条約」と子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関するその「選択議定書」は、いかなる目的にせよ、子どもの人身取引を禁止している。これらは、人身取引された子どもの迅速な身元確認のための積極的な身元確認措置を開発して採用し、その年齢の検証を保留して、子どもは子どもとして扱われるべきであるとの推定を確立するよう国家に要請している。

12. さらに難民の状態に関連する 1951 年の「条約」とその 1957 年の「議定書」は、亡命者と難民のための特別な保護の保証を規定しているが、これには、特にその生命または自由が人種、宗教、国籍、政治的意見、または特定の社会集団に属しているために脅かされ、地域の規範または追放を禁じることに

² www.ohchr.org/Documents/Publications/Traffickingen.pdf より閲覧可能。

³ 「人、特に女性と子どもの人身取引防止アセアン条約」及び「人身取引を禁止する行動に関する欧州評議会条約」。

より、人身取引被害者または被害者となる可能性のある者が含まれるかも知れない⁴。さらに、強制労働の被害者の身元を確認し保護する国家の責務も、1930年の「国際労働機関強制労働条約(第29号)」の「選択議定書」で明確に確立された。この「議定書」の下で、加盟国は、その他の形態の援助と支援の提供のみならず、すべての強制労働被害者の身元確認、釈放、保護、回復、更生のための効果的措置を取るよう義務付けられている。

V. 交じり合う移動の中での人身取引被害者と被害者となる可能性のある者の早期身元確認、リファール、保護

A. 最初の到着地点での人身取引被害者と被害者となる可能性のある者の身元確認

1. 捜索・救援活動中及び下船ポイントでの身元確認

13. 2014年以来、中央地中海ルートは、移動者と難民にとって首尾一貫して最も恐ろしいルートの一つと考えられてきた。イタリア海上救助調整センターの調整の下で、中央地中海地域で行われつつある救助の割合となると、NGOの船舶が最も多くの個人を救助したことに留意することが重要である⁵。

14. 捜索と救助の特別な状況で、地中海でのNGOの役割と活動は拡大し、2014年以来専門的になっている。死者の数を減らし、その国際責務に従う際に欧州諸国が残したギャップを埋めるために、NGOは、その手段の乏しさにもかかわらず、命を救おうと努力している。NGOの船に事実上警察を乗り込ませることを求める「行動規範」⁶に署名するために直面する圧力と直面してきた様々な攻撃や中傷キャンペーンが、地中海におけるNGOの活動を劇的に出し抜き、これが移動者の保護にとって有害なものとなっている⁷。捜索・救助活動におけるNGOの役割は、スペインのNGOプロアクティブが所有する船舶 *Open Arms* がカタローニアの検察当局に差し押さえられ、NGOのスタッフが非正規移動を推進しているという嫌疑で捜査された2018年3月に、さらに問題となった。しかし、この船舶は、後日司法命令で釈放されたが、NGOの活動の捜査は継続している。

15. 性的に搾取された子どもたちのより良い保護と人身取引事件に関連する訴追のかなりの増加につながり、国際移動機関(IOM)、カタローニアの警察と検察局の専門チームとの間の協力で確立された、下船後の身元確認手続きに感謝と共に留意しつつ、特別報告者は、移動を扱う活動のすべてにわたって人権の取組が首尾一貫して適用されなければならないことを強調している。これは、生命を救助することを目的とする人道行動は、決して損なわれるべきではなく、非正規移動を推進するものとして扱われるべきではないことを意味する。

16. テーマ別訪問中及び受け取った提出物を通して、特別報告者は、下船地点とホットスポットでの人

⁴ [「international-protection-7-application-article-la2-1951-convention.html](https://www.international-protection-7-application-article-la2-1951-convention.html) より閲覧可能。

⁵ www.guardiacostiera.gov.it/en/Pages/search-and-rescue.aspx を参照。イタリア沿岸警備隊によれば、イタリア海上救助調整センターの調整の下にある中央地中海地域で捜索・救助活動にかかわっている利害関係者には、イタリア沿岸警備隊、イタリア海軍、商船(商船とNGOの船)、外国軍の船舶、EU NAVFOR MED ソフィア活動、及びイタリアの Guardia di Finanza と Carabinieri が含まれる。

⁶ 例えば、「海上での移動者の救助活動を行っているNGOのイタリア行動規範1(2017年)。

www.avvenire.it/c/zttuarita/Documents/Codice%20ONG%20migranti%2028%20luglio%202017%20EN.pdf より閲覧可能。

⁷ 「地中海における捜索・救援活動と人身取引」と題するデューク大学国際人権クリニックの提出物。

人身取引被害者と被害者となる可能性のある者の身元を確認し保護する献身的な手続きの一般的な欠如に留意した。彼女は、既存の手続きが人身取引を含めた脆弱性を発見することを主たる目的とせず、結果として国際的な保護の枠組みまたはその他の保護計画から除外されるいわゆる「経済的移動者」を発見することを目的としているという事実について特に懸念した。特別報告者は、機密の面接を行うための適切な方法の欠如のようなロジスティカルな制約に対する意識と理解の欠如にも留意した。

17. さらに、中央地中海での移動を減らそうとする欧州の努力、特にイタリアを支援するための措置に関する欧州委員会行動計画の実施は、送り出し国と経由国との理解覚書の署名とともに、中央地中海ルートに沿った圧力を減らし、連帯を高め⁸、移動者と人身取引被害者の権利保護に否定的結果を与えてきた。主としてリビアの沿岸警備の強化に基づいた上記行動計画は、人権の視点からは問題の多いものであることが分かった。特にリビアの沿岸警備がかかわる捜索・救助活動中の最近の出来事には、国際人権基準に沿って機能を果たす能力のなさの証明に加えて、救助された人々を引き渡さないならば NGO の船舶を狙撃するとの脅しが含まれた。救助活動の後で、いかなる移動者も、拷問、性暴力、人身取引、奴隷制度を含めた重大な人権侵害が、拘禁センターや「連絡事務所」で組織的に行われているリビアへ強制的に戻されてはならない⁹。最後に、特別報告者は、法律執行パラダイムに移動を位置づけ、人権問題にはほとんど注意を払わずに、人身取引を含めた組織犯罪に対する闘いの一部として移動関連の措置を示す傾向が増えていることに驚いている。これは、法の執行にますます重点を置き、基本的人権の保護と人身取引に対する被害者を中心とした取組の推進に献身する新しいスタッフや資金がないにもかかわらず、3倍もの利用できる資金と職員が与えられている「テミス作戦」を通して、FRONTEX が果たす役割に明確に反映されている。

2. ホットスポット地域での身元確認

18. 下船地点または最初に到着した地点での身元確認の課題に対する旗艦的対応は、ギリシャやイタリアのような特に南欧州諸国のホットスポットの取組の実施であった。2015年5月以来欧州委員会によって推奨され、欧州評議会が支持するこの取組は¹⁰、非正規移動者の身元を速やかに確認できる場所を提供している。しかし、正規の慣行には---基本的人権の保証に違反して---事実上の拘禁センターでの強制的な指紋取り及びこれに続いて、亡命申請処理の目的または送り出し国に彼らに戻すための移動者の区分けが含まれていた¹¹。そのような身元確認の抑圧的性質が、危険な旅の結果移動者が未だにトラウマに罹っていたり¹²、厳しい過密状態であったり、警察が不在であったり、非衛生的な状態や特に女性

⁸ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1882_en.htm より閲覧可能。「中央地中海ルートの移動: 命を救う移動の流れ」と題する欧州議会へ欧州委員会の合同通信も参照、<http://www.refworld.org/docid/588ef8764.html> より閲覧可能。

⁹ 国連リビア支援ミッション、「拘束され、人間性を奪われて: リビアにおける移動者に対する人権侵害報告書」(2016年)、www.ohchr.org/Documents/Countries/LY/DetainedAndDehumanised_on.pdf;及び C. Healy と R. Form、「リビアにおける移動者と難民の保護問題は何か?」、国際移動政策開発センター政策説明(2017年)。

¹⁰ 欧州委員会、「委員会から欧州議会、評議会、欧州経済社会委員会及び地域委員会への通信: 移動に関する欧州アジェンダ」(2015年)、6頁。http://ec.europa.eu/anti-trafficking/sites/antirafficking/files/communication_on_the_european_agenda_on_migration_en.pdf より閲覧可能。

¹¹ アムネスティ・インターナショナル、ホットスポット イタリア: EU の旗艦的取組がいかに難民と移動者の権利侵害につながるか(2016年)、5頁。

¹² 同上、5-7頁。Oxfam、「ホットスポット: 権利の否定」、説明文書(2016年5月)も参照。

と子どもに対する虐待と搾取があるときには、急いで行われる審査プロセスと相俟って、ギリシャとイタリアで広く報告され批判されてきた¹³。

19. ホットスポットでの身元確認は、普通は主としてずっと後になって発見される脆弱性を明らかにすることよりも、主として指紋を通したユーロダック制度に人々を登録することを目的としていることが繰り返し述べられるべきである。ギリシャとイタリアでは、ホットスポットの段階で脆弱性を明らかにする際の課題には、特に大量の移民の流入中に人身取引を優先しないこと、他の脆弱性の可能性のある集団を保護から除外する危険を冒すことになるある型の被害者の過度のプロフィール化、脆弱な集団がホットスポットに長く滞在することになる脆弱なシェルター割り当て制度、身元が確認された被害者に関連する信頼できるデータの欠如、ジェンダーに基づく暴力と人身取引に関連する事件は許容できないことに対する移動者社会の間の限られた意識、加害者の間の刑事責任免除、夜間のホットスポットの居住地域の警察のパトロールの少なさ、到着時に健康検査を受けていない人々の積み残しが含まれる。

20. イタリアで明らかにされた好事例は、流入する移動者の間の人身取引被害者と被害者となる可能性のある者の身元確認とリファールを確保する警察と検察局と協力して活動している、下船地点とホットスポットでの国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、IOM 及び NGO のセイヴ・ザ・チルドレンの存在に関係する。

21. ギリシャのホットスポットに関しては、建設的發展は、2017年6月に仕上がり、移動政策省、内務省、国際団体及び市民社会によって合同で合意された性暴力とジェンダーに基づく暴力の防止と対応のための標準活動手続きに人身取引を含めたことであった¹⁴。しかし、当局の脆弱な意識啓発とシェルターの能力のために、適切なサービスへの人身取引またはジェンダーに基づく暴力事件を通報することを渋るという結果となっている¹⁵。

22. 人身取引された者及びその可能性のある者の身元確認が下船地点での優先事項ではない状況で、結果は、逸話的証拠と限られてはいるが重要な調査が、交じり合う移動の中で旅している大勢の者が旅行中に人身取引と搾取を受けており、最終目的地で人身取引される高い危険にさらされていることを示している状況でさえ、この段階で身元が確認され保護される被害者及び被害者となる可能性のある者の数が大変に少なくなる。脆弱性の明確化の欠如とこれに続く非専門的な受け入れセンターへのリファールが、強制売春/性労働または労働搾取のようなさらなる再被害と異なった形態の搾取にさらされることに繋がることもある¹⁶。

¹³ 特別報告者は、基本的権利侵害の場合に個人の苦情処理 mechanism 開発する FRONTX の努力を歓迎しているが、これは FRONTEX の活動に限られ、この点での申し立てられる苦情の欠如も仮定すれば。脆弱な集団の間の効果的な広範な普及とツールに対する効果的理解に関しては疑念が提起されているが、特にホットスポット地点で違反が定期的に起こっていることは広く文書化されてきた。www.hrw.org/news/2016/05/19/greece-refugee-hotspots-unsafe-unsanitary も参照。

¹⁴ 基本的権利機関の提出物。

¹⁵ C. Healy 及び R. Forin、「欧州への移動ルートに沿った人身取引：移動、亡命、反人身取引の間のギャップを埋める」、国際移動政策開発センター政策説明(2018年5月)。

¹⁶ 欧州安全保障協力機構(OSCE)、受け入れから承認まで：交じり合う移動の流れの中での人身取引被害者の身元確認と保護(2017年)、30頁。

3. 空港での身元確認

23. 空港は、飛行機で国に到着する人身取引被害者とその可能性ある者、特に子どもの身元確認で重要な役割を果たす。FRONTEX と欧州法律執行協力機関(ユーロポル)によれば、空港は欧州連合に人身取引されまたは密輸される子どもを発見する最も可能性の高い場所であると考えられており、査証管理の圧力が最も高いピーク時に人身取引者や密輸者によって利用されている¹⁷。従って、空港は、輸送セクターを目的とするいくつかのイニシャティヴ、訓練、キャンペーンから利益を受けてきた。

24. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と国際民間航空機関は、人身取引された個人の身元を確認し報告するために航空会社のためのガイドラインを開発してきた¹⁸。さらに、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)のメキシコで実施された#BeAwareOfTheSigns イニシャティヴは、人身取引の可能性のある状況を発見するための情報と指標を提供することにより、上級管理職、航空会社のスタッフ、空港管理者、手荷物係、情報係、乗務員、移動・税関担当官、免税品販売員及び旅行者一般を含め、航空セクターにかかわっている職員をエンパワーしてきた¹⁹。さらに、UNODC のブルー・ハートと #AQUIESTOY キャンペーンはメキシコの主要な航空会社とパートナーを組んで、人身取引の発見と防止を推進している。訓練のもう一つの例は、FRONTEX が開発した空港での子どもに関する VEGA ハンドブックである。ナイジェリアでは、アブジャの空港職員が、国立人身取引禁止機関と共に、サウディアアラビアに向かう途中で 14 名の人身取引被害者の疑いのある者の身元を確認し、その人身取引者を逮捕させた²⁰。

25. しかし、特にボゴタのエル・ドラド国際空港を含め、移動率の高い国境地点への訪問中の入国地点の監視中に UNODC が述べたように、付き添いのない離別した子どもに関連して、人身取引被害者の身元確認のための制度的枠組を強化する必要性に関連して課題が残っている。付き添いのない未成年と人身取引被害者の事件に関連して明確に説明された対応の欠如とそのような事件の登録と技術的専門知識の欠如が、主要な課題として明らかにされてきた²¹。被害者となる可能性のある者の身元を確認する国境管理官の能力を制限するもう一つの要因は、空港及びその他の入国する港で、列を乱さないようにとの圧力である²²。さらに、空港での電子パスポート・ゲートの利用が増えていることは、乗客が国境管理官と直接接しないことを意味する。

4. 地上の国境管理での身元確認

26. 目に見えない抜け穴だらけの国境、言語と文化の障害、教育の欠如、関連当局への通報の恐れ、経済的困難、面接を行うための適切な場の欠如、例えば輸送と子ども支援といったリソースとロジスティクスの欠如、武装集団及びその他の犯罪組織の存在、関連当局の標準化された手続と専門知識の欠如を

¹⁷ FRONTEX、VEGA ハンドブック: 空港での子どもたち、23 頁。 <http://euagenda.eu/publications/vega-handbook-children-at-airports> より閲覧可能。

¹⁸ www.icao.int/safety/airnavigation/OPS/CabinSafety/Documents/Cir.352.alltext.en.pdf を参照。

¹⁹ UNODC の提出物。

²⁰ www.todayng/news/nigeria/79507/human-trafficking-rescues-14-victim-abuja-airport を参照。

²¹ UNODC の提出物。

²² FLEX の提出物。

含め、地上の国境管理で多くの課題が明らかにされている。

27. 例えば、コロンビアとブラジル、エクアドとヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国との間の国境の抜け穴だらけの性質が関連行政当局の間の調整の欠如と相俟って、ますますこの地域の懸念となっている性的搾取または労働搾取の危険にさらされている付き添いのない離別した子どもの身元確認と支援を妨げている。性的搾取のためのコロンビアからブラジルとペルーへの子どもの人身取引事件も報告されており、身元確認の問題が、地域社会の中には子ども結婚を文化的に受け入れるところもあり、子ども保護の権限のある当局からの専門的な偏見または対応の欠如のような問題に関して提起されてきた²³。中米の移動ルートに沿って、また地上の国境で、同様の問題が、国境の不可視性、異なった国々の国境管理官の間の調整の欠如、国境管理スタッフのローテーションの多さのためにそのような事件の早期発見に関して提起されており、これが地域・2国間・国内レベルでの訓練と能力開発に関して実施されている努力もかかわらず学際的で国際的なチームを結成する際の困難を助長している²⁴。

28. 同様に、バングラデシュとその近隣諸国でのロヒンギャ難民の人身取引事件の数の増加に関連して、深刻な問題で生じている²⁵。そのような難民にとって、その旅の秘密の性質、その促進者と協力者たちのしばしば悪辣で腐敗した行為、彼らの出発・経由・到着を妨げるようとするある国々の程度が、すべて彼らの不安定な状況を餌食にする人身取引者のための機会を生み出したり、悪化させたりするように作用する。例えば、ミャンマーからのロヒンギャは、非正規にマレーシアに到着するために、しばしばタイを経由して海上及び陸上の旅に出るが、その結果、労働搾取のために漁船またはヤシ油農園で働かせるために人身取引される者もある²⁶。

29. 特別報告者は、バングラデシュとの国境のインドの西ベンガル地域で、非正規であるというだけでバングラデシュとロヒンギャの女性と女兒の逮捕と拘束のパターンに関連して申し立ても受けた。この点で、適切な捜査と早期身元確認は、搾取を目的として強制、誘拐、詐欺、だまし、権力の乱用または脆弱な立場によってインド領に入ったのかどうかを決定するために行われなければならなかった。

B. 経由国における身元確認

30. 最近の欧州への移動の状況は、欧州の到達しようとして、多くがバルカン半島を通して移動する(しばしば、バルカン・ルートと言われ)シリア人、イラク人、アフガン人の流入が主としてかかわっている。このルートに沿って、またその旅と飛行の様々な段階で、これら移動者と難民の多くは、場合によっては人身取引を含めた様々な危険と脆弱性と搾取にさらされている²⁷。

31. 中米で、米国に到着しようとする移動者たちは、ますます危険なルートに頼らざるを得ず、しばしば、密輸業者や人身取引者の手に陥る。密輸された移動者は、虐待、性的搾取、脅し、恐喝及び移動の

²³ UNODC からの提出物。

²⁴ 同上。

²⁵ A/HRC/32/18、パラ 11。

²⁶ A/HRC/29/38/Add.1、パラ 19; 及び A/HRC/32/41、パラ 24 を参照。

²⁷ FAFO、*バルカン・ルートに沿った脆弱性と搾取: セルビアにおける人身取引被害者を明らかにする*(2017年、オスロ)、www.fafon.no/images/pub/2017/20620.pdf より閲覧可能。Healy と Forin、「移動ルートに沿った人身取引」も参照。

自由の制限を含め、人身取引に対して脆弱である。ほとんどの地上の移動には、メキシコを通過して米国に至るエルサルバドル、グアテマラ及びホンデュラスからの移動者がかかわる²⁸。IOM メキシコは、人身取引被害者は、しばしば身代金を支払ったり、自分で何とかして逃れたり、まれには人身取引者が自由にしてくれたり見捨てられたりして、搾取から解放された瞬間に身元が確認されると述べた。

32. 同様に、サハラ以南アフリカの女性と付き添いのない子どもの旅は、特に危険である。何千人ものそのような女性と子どもが、おそらく人身取引関連の搾取の目的で誘拐されて行方不明となっている。数多くの子どもを含め、紛争を逃れるソマリアとスーダンの難民と亡命者は、誘拐されたり、難民キャンプから誘い出されたり、旅行中に売られたり、その後恐喝を通した搾取の目的でリビアやシナイ半島の砂漠で虜になつたりしている²⁹。

33. すべての経由国に共通の主要な課題は、人身取引と密輸との間の頻発する混乱と目的地への経由中の人身取引被害者とその可能性のある者の身元不確認と誤確認を助長する不適切な法的枠組と標準的作業手順またはその正しい実施基準に関連している³⁰。入国情報担当官と当局、保健ケア提供者及び NGO の間の対人身取引に関する様々な知識及びステイクホルダー間の連絡の欠如が、標準的な作業手順で予想されている活動の実際的な実施にさらにインパクトを与える。

34. さらに、経由国にいる難民と移動者は、目的国への旅を継続することが優先事項であるので、しばしばその搾取を通報したがる。非正規の移動状況にある者たちは、彼ら及びその家族に対する人身取引者からの脅しのために、搾取が起きている事件で救済策を求める道が限られている。行き詰ったり、逮捕されたり、拘束されたり、強制送還されたりする結果となる危険も、苦情を申し立てて関連当局またはその他のステイクホルダーの支援を求めることを渋らせる³¹。

35. これら課題は、亡命者と難民を含めた移動者に対する敵意ある政治環境と、交じり合う移動の状況では、人身取引された者の身元確認が保護の優先事項とは考えられていないという事実によってさらに悪化している³²。移動者が財政手段の欠如と目的とする国に向けた旅を継続する安全で合法的な手段を欠いており、目的国で正規の労働市場へのアクセスがないために経由国で行き詰まった時に、しばしば、彼らが利用できる唯一の選択肢は、搾取的な労働条件を提供する人身取引者または密輸業者に頼ることである。

36. 特定の課題が、個々の地域に関連して報告されている。多くの欧州諸国で、審査と身元確認手続き/活動は、依然として不十分であり包括的なものではない。さらに、対象集団の脆弱性に関する明確な指標を設置している国はほとんどない。移動者と難民の間の早期身元確認も義務的ではなく正規の手続きの一部でもない³³。その他の課題には、人身取引された者のための一時的居住許可---及びその結果とし

²⁸ UNODC、「北三角地帯から米国への移動者の密輸」、www.unodc.org/documents/toc/Reports/TOCTASouthAmerica/English/TOCTA_CACaribb_migrantsmuggling_to_US.pdf より閲覧可能。

²⁹ A/HRC/32/41、パラ 21。

³⁰ Healy と Forin、「移動ルートに沿った人身取引」。

³¹ 同上、及びラ・ストラダ・インターナショナルからの提出物。

³² Healy と Forin、「移動ルートに沿った人身取引」。

³³ ラ・ストラダ・インターナショナルの提出物。

ての保護と支援措置---が警察の捜査と犯罪の法的格付けに関連しているという事実である施設の欠如が含まれる。身元の誤認を助長するその他の要因には、一方では亡命と移動行為者の間の断絶、他方では反人身取引行為者と手続きの間の断絶が含まれ、亡命または家族の再統合手続きでの否定的決定の受領、亡命手続きでの長い待ち時間、非正規入国者の地位、旅の間の不安定な法的地位、後見人任命の遅れ及び特に付き添いのない離別した子ども適切に世話する後見人の不十分な能力が含まれる³⁴。

37. エルサルヴァドルでは、特に強制労働と労働搾取事件に関連する身元確認の欠如に関連する課題の中には、労働者階級、特に報復を恐れて搾取事件をあまり通報したがる先住民族集団、女性、子ども及び移動者のような最も脆弱な者の搾取の条件の一種の「正常化」から生じているものもある³⁵。

38 人身取引被害者または被害者となる可能性のある者の身元確認の欠如も、保護措置から男性を排除して、被害者として女性と子どもを分類するプロフィール化の利用に関連している。例えば、レバノンで、シリア人の独身男性難民は、安全保障の脅威とみなされるので、政府当局によっても受け入れ社会によっても不相応に標的とされている。従って、彼らは、特に労働市場において、彼らを搾取と虐待にさらす直接的安全を維持するための否定的な対処戦略に頼る。個人の安全に対する脅威の場合にも搾取事例の場合にも、男性難民は、彼らに司法が与えられるであろうという確信の欠如のために、当局からの支援を求めないことを報告した³⁶。

39. 一般的に、労働搾取に対する移動者の脆弱性と人身取引との間の関連性は認められてこなかった。反対に、南欧の農業セクターまたは移動者、特に非正規移動者が、農業、建設、繊維産業を含め、搾取の条件によりさらされているその他の非正規セクターで移動労働者の搾取の報告された事件のように、これは無視されたり、文化的に受け入れられたりしている。こういったセクターでは、女性も労働搾取の標的である。実際、女性が昼間は畑労働の視点から搾取され、夜は性的に搾取される状況も報告されてきた³⁷。さらに、移動労働者への手数料の取り立てまたは不明瞭な非正規の労働取り決めのよう、大部分が無規制で非正規である募集仲介者の商売の慣行が、いまだに虐待的労働条件としてよりはむしろ広く当たり前のこととみなされている。

C. 目的国での身元確認

40. 目的国で脆弱な状況にある移動者は、援助提供者にとっては依然として心配である。保護の欠如、不適切な住居の解決策、合法的居住または雇用の制限または欠如が提起される問題の中にあり、移動者の中でも人身取引の被害者と被害者である可能性のある者の身元確認にインパクトを与える。この保護または援助資金の欠如は、移動者の搾取に対する危険を高め続け、場合によっては人身取引となる³⁸。

³⁴ Healy 及び Forin、「移動ルートに沿った人身取引」。

³⁵ IOM、「Trata de Personas con fines de explotacion laboral en Centro America: エルサルヴァドル」(2011年)、29頁。
http://plataformadeaprendizaje.iom.int/pluginfilephp/12468/mod_resource/content/11/Trata_de_perdonsd_el_salvador.pdf より閲覧可能。

³⁶ 国際救援委員会、「レバノンにおけるシリア人難民男性の脆弱性の評価」(2016年)、
www.rescue.org/sites/default/files/document/464/irclebanonrefugeemenvulnerabilityassessment.pdf より閲覧可能。

³⁷ プロクシーマ NGO の提出物。

³⁸ ラ・ストラダ・インターナショナルの提出物。

41. 子どもの身元確認に関して、子ども保護サービスは、しばしば、人身取引の子ども被害者のための特別な保護プログラムを明らかにし、確立するために訓練されていない。その結果、子どもに付き添っている成人が、家族または後見人として明らかにされているが、実際は人身取引者につながっているかも知れず、後で人身取引者に拾い上げられるように、子どもが保護のほとんどないセンターに入れられるかも知れない³⁹。

42. さらに、目的国での適切な対応の欠如が、難民や移動者が最初に到着した国または母国に戻されたりする危険を高めている。その結果、移動する人々は、しばしば身元を確認され、従って正規の手続きを通して登録されたりするよりはむしろ非正規の状態に留まる方を好む⁴⁰。その間に、国際保護のための代替手段に加えてまたは代替手段として亡命手続きがしばしば人身取引を示すものを発見する機会を提供し、その結果、人身取引または人身取引の危険を根拠にサービスに委託されことに繋がる。従って、既存の好事例に続いて、亡命職員を人身取引を示すものを発見し NGO のサービス提供者と協力するよう訓練することが絶対に必要である⁴¹。

43. 上に述べたように、難民と移動者は、最初の到着時の面接または経由国を通るその旅に沿った様々なサービスとの出会いで、その状況を討議する可能性はない。多くの場合、搾取と人身取引の経験は、旅の後の段階で分かち合われるだけであり、必ずしも目的国への到着時に分かち合わることはなからう。そのような情報は、例えば保健提供者または保護行為者といった身元確認をもともと義務づけられていないかも知れないサービス提供者との時間をかけて確立された関係の状況で分かち合われる可能性がより高い。国境管理官またはその他の第一線の担当官による身元確認にのみ重点を置くのでは、望む結果が得られないかも知れない。反対に、異なった状況で接触し、人身取引被害者の可能性のある者との安全なスペースを確立し、時間をかけて信頼関係を築く立場にある医療職員、ソーシャル・ワーカーまたはその他の市民社会行為者並びに地域社会を含めたより大きな集団の社会サービス専門家を訓練し、その意識を啓発する方が利益となるであろう⁴²。

44. 一般的に、訓練の必要性は、すべての関連ステイクホルダーがかかわるメカニズムや手続きが存在する時でさえ、目的国で人身取引被害者の身元確認の主要な問題である。適切な訓練の欠如は、そのようなサービスに配分される不十分な資金の結果でもあるが、これが代わって移動に反対することに重点を置く政治的意思となる⁴³。訓練が必要であるとして明らかにされたその他の集団には、法律執行官、国境警備員、亡命ケースワーカー、入国サービス、難民相談センター、専門移動センター、青少年福祉事務所、労働検査官、入国サービス、保健支援団体、受け入れセンター、移動者拘禁センター、法律サービス、市町村担当官、労働当局、移動者団体、空港職員、その他の輸送提供者、送り出し国の伝統・宗教・地域社会指導者が含まれる⁴⁴。

³⁹ 反人身取引スウェーデン・プラットフォーム NGO の提出物。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 例えば、www.unhcr.it/wp-content/uploads/2018/02/Linee-Guida-identificazione-vittime-di-tratta.pdf を参照。

⁴² ラ・ストラーダ・インターナショナルと FLEX の提出物。

⁴³ ラ・ストラーダ・インターナショナルの提出物。

⁴⁴ 同上。ECOWAS 委員会、「2016 年に西アフリカ人身取引年次総合報告書」(2017 年)も参照。

45. 裁判官に関しては、支援を提供している団体も、労働搾取のための人身取引事件のような労働虐待または搾取的条件におけるある指標の巧妙な分類について懸念を提起してきた。好事例には、裁判官の意識の度を上げることができる公聴会を含めた意見交換を通して、援助団体と検察局の間の共同が含まれる。その結果、検察・司法当局は、その後の事件における関連指標により注意するようになり、これが被害者にとって成功した結果を伴って検討される事件の数を増やすことができる⁴⁵。

46. 目的地地域からのフィードバックは、脆弱性と支援ニーズを明らかにするために、学際的チームの能力を強化する必要性を示している。例えば、労働搾取事件の明確化において、この取組は、労働視察の強化と移動労働者の保護と取り組んでいるサービス提供者に人身取引の側面を含めることを意味する。

47. 移動労働者に対する募集手数料の徴収、契約書の不在またはパスポート及びその他の身分証明書の保留のような慣行を明らかにするために用いられる指標の評価に加えて、労働搾取のための人身取引の明確化を強化するために、労働基準の施行が反人身取引政策のカギとなる要素でなければならず、そのような慣行が身元確認手続きに含まれることを保障しなければならない。しばしば、労働搾取のための人身取引は、小規模な労働虐待に関連しており、労働検査官は、強制労働または人身取引のような重大な侵害を覆い隠すことのできる労働虐待に関して早期警告を出すより良い立場にある。検査は、労働搾取の隠された性質が、しばしば、報復の恐れ、言語障害、自分の権利についての情報の欠如、不安定な地位等を含め、移動労働者が直面するいくつかの障害のために通報されないままになる⁴⁶。積極的な労働検査は、労働の場所に限られるべきではなく、募集機関も含めなければならない。好事例は、農業、園芸、貝の収集セクターの労働提供者を規制する暴力団・労働搾取局による英国で行われている許可制度である。この団体の許可基準は、カギとなる強制労働の指標を反映しており、積極的な検査を通して監視され、施行されている。そのマンデートは労働搾取の犯罪の捜査をカバーする 2016 年の「入国管理法」によって拡大されてきた⁴⁷。

48. 入国管理から労働検査を分離する必要性も、移動労働者のための信頼できるスペースを生み出すために最も重要である。そのような防御壁は、入国管理に入国状態の非正規性の可能性に関する情報を労働検査官が伝えることを防ぐ防御壁がなければ、非正規の状態、または不安定な法的状態で入国する労働者が報告を渋るので、移動者の人権に関する特別報告者によって 2014 年以来提唱されてきた。

49. 好事例が、本報告書の準備でポルトガルを訪問している間に調査された。人身取引に関する特別報告者は、2008 年以来起こってきた法的・制度的変化に協力メカニズムの手続きを適合させるという国の慣行が手本となることが分かった。国の行動計画の活動を調整しているポルトガル作業部会によって 2014 年に改訂された国内リファール・メカニズムは、労働搾取、強制乞食、犯罪活動の目的での新しく出現した形態の人身取引が、人身取引の経由国であり目的国でもあるこの国の移動者関連の人身取引にも対処する目的で含まれることを保障した。

50. ポルトガルの成功のもとには 2 つある。一方では、その構成は搾取事件の状況と型に適合でき、ソー

⁴⁵ Ruelle の提出物。

⁴⁶ FLEX の提出物。www.icmpd.org/fileadmin/user_upload/WPI1_PolicyBrief_LabourInspection_FINAL_pdf も参照。

⁴⁷ FLEX の提出物。

シャル・ワーカーと心理学者のような広範囲な行為者を含めている地域の学際的チームの作業に基づいている。さらに、これらチームは、関連公共機関と市民社会行為者を含め、被害者を支援する地域ネットワークも開発してきた。他方で、これら努力は、労働市場へのアクセスを含め、身元が確認された被害者の統合のためのプログラムによって強化されている。しかし、この取組は、他の地域または国と比べて、限られた人の移動の状況で用いられており、交じり合う移動と比較的多い到着に対処するためには、その大規模での実現可能性と適合性が試されるべきである。

D. 人身取引被害者とその可能性のある者の身元を確認する際の帰還手続きのインパクト

51. 現在の国際保護制度内で、国際保護の申し込みが拒絶された人は、その出生国への帰還に従う。欧州連合レベルでは、最初に到着した欧州連合国への移送は「ダブリン III 規則」に基づいてその事件の決定が行われる前でさえも起こることがある⁴⁸。この場合には、特にダブリン基準の適用が、国際保護の申込者との最初の面接が行われる前に評価される時、多くの国々がその積極的発見のための手続きを設置していないので、人身取引被害者及び被害者である可能性のある者が発見されない危険が増加する。

52. 受けたフィードバックによれば、人身取引被害者が報復と再被害にさらされる危険は、最初に到着した欧州連合国に戻される時に再び人身取引ネットワークに接触する可能性があるので高まる。こういった危険は、どの欧州連合加盟国が国際保護の申し込みの調査に対して責任があるかを決定する時に原則として考慮に入れられている⁴⁹。提出された情報も、これら危険と安全の問題を評価するための担当官の訓練の欠如に関して一般的な懸念も提起する。人身取引指標の積極的検査は、多くの場合、ダブリン手続きが適用される前のプロセスのより早い段階で適切な検査がすでに行われているとの想定の下で行われない⁵⁰。たとえ人身取引事件が明らかにされても、それにかかわらずダブリンの転送が処理されている時には社会支援制度内の明確なガイダンスが欠如している⁵¹。

53. 一般的に、出生国に送還された人身取引被害者の扱いは懸念される。被害者は汚名を着せられ、差別され、精神衛生の問題で苦しむ者もあり、これが彼らが他人と意思の疎通をしたり人を信用することを妨げる⁵²。帰還、特に大量の帰還の人権インパクトは、過小評価できない。例えば、奴隷取引市場に関するショッキングなビデオに続いてほとんどが女兒と女性である 3,480 名の若いナイジェリア人のリビアからの追放は、人身取引被害者の中には帰国した時にかなりの障害に遭遇する者もあり---空港に到着するや否や、売春/性労働にかかわっていたという事実のために、尊厳のない人と見られ、地域社

⁴⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0604>。

www.icmpd.org/fileadmin/user_upload/Policy_Brief_Relocation-20062017_FINAL.pdf も参照。

⁴⁹ 反人身取引スウェーデン市民社会プラットフォームの提出物。

⁵⁰ 欧州移動ネットワーク、「総合報告書: 国際保護と強制帰還手続きにおける人身取引被害者の身元確認」(2014年3月)、7頁。
www.refworld.org/docid/5326b50a4.html より閲覧可能。反人身取引行動に関する専門家グループ、「GRETA の活動に関する第 5 回一般報告書」(2015 年)、34 頁。<https://rm.coe.int/CoERMPublicComonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentID-09000168063093c> より閲覧可能。

⁵¹ 反人身取引スウェーデン市民社会プラットフォームとラ・ストラダ・インターナショナルの提出物。

⁵² 出生国と亡命調査文書化オーストリア・センター、ナイジェリア: 人身取引 COI 集(2017年12月)、6頁。
www.refworld.org/pdfid/5a79c7114.pdf より閲覧可能。

会から隔離されることを明らかにしている⁵³。

54. 欧州諸国は、特に帰還手続きの実施に関して予算が最近ほとんど倍になった FRONTEX に移動者の帰還を事実上委託している。FRONTEX は、特にその活動全体を通してノン・ルフールマンの原則を考慮に入れ、付き添いのない未成年の帰還を可能にし、強制帰還の監視に責任のあるチームに基本的人権に関する訓練を提供することにより、この業務を実施している。しかし、国家または地域機関が大きな交じり合う移動中の身元確認の速度と不適切性も考慮して、身元確認ができなかったかも知れない人身取引被害者の可能性のある者の強制帰還に関連して明確なガイドラインを欠いていることは驚くべきことである。国家が、個々の事件に関する意思決定に干渉できない FRONTEX のような地域機関にそのような手続きの実施を委託していることはさらに驚くべきことである。その結果、最終決定は、人権の構成要素を統合する専門チームである FRONTEX によって払われる努力を無にする危険のある国内当局にある。

55. 世界のその他の地域、例えば東南アジアでは、出生国への非正規移動者の強制帰還は、同様の課題を示している。人身取引被害者の可能性のある者の数の多さは、強制帰還プログラム内に現れる可能性があるが、人身取引の指標を検査するための適切なメカニズムの欠如のために明らかにされていない

⁵⁴。

E. 人身取引被害者の早期身元確認と援助におけるリファーマル・メカニズムの役割

人身取引被害者のリファーマルのための協力メカニズム

56. 国家は、国内行動計画のような反人身取引法と政策を公布し、「パレルモ議定書」及びその他の反人身取引地域条約を実施するための国内リファーマル・メカニズムと標準的作業手順のような学際的な調整手続きを確立することを含め、人身取引された人の人権を保護し推進するその責務を果たすために様々な手段を用いている。これら協力メカニズムは国の機関と市民社会団体との間の調整された努力で包括的サービスへの人身取引された人を照会する効果的方法を提供するために立案されているが、これらは実際の適用における欠陥を免れていない。交じり合う移動の特別な状況で、身元確認における国際団体が果たす顕著な役割にもかかわらず、明確な国際協力メカニズムの欠如が地方の援助提供者への被害者の照会を妨げている⁵⁵。さらに、協力メカニズムは、しばしば、警察の活動に基づいており、人身取引被害者の法律執行担当官による正式の身元確認によってのみ始められ、従って、人身取引被害者の権利とニーズではなく、犯罪捜査を巡って形成される制度を生み出している。

57. 次の疑問は、交じり合う移動の状況にかかわる大集団の間からの人身取引被害者の早期身元確認と援助の状況で、協力メカニズムにどのような特別な役割があるのかということである。この点で、特別報告者は、イタリアへの訪問中に、お互いを補い合い、大きなみじりあう移動の場合の権利保護を強

⁵³ 同上、32 頁。

⁵⁴ アセアン、人身取引被害者、特に女性と子どもの身元確認、管理、待遇に関連するアセアン内の法律、政策、慣行の地域見直し (2016 年)、134 頁。 <http://asean.org/storage/2016/09/ACWC-Regional-Review.pdf> より閲覧可能。

⁵⁵ IOM、「人身取引被害者のための国のリファーマル・メカニズム：欠陥と今後の発展」(2017 年)、4 頁。
http://publications.iom.int/system/files/pdf/national_referral_mechanisms.pdf より閲覧可能。

化するための国内の反人身取引枠組と難民保護制度の結合した利用に感謝と共に留意した⁵⁶。しかし、亡命地域委員会とIOMからの下船地点とホットスポットでの反人身取引国際ネットワークへのリファールとその後の専門シェルターへの被害者の入所は、人身取引被害者及び付き添いのない離別した子どものような脆弱な集団のための限られた場所に依存している。その結果、これら脆弱な集団は、専門シェルターの能力が限られたままであるので、ホットスポットに長期間滞在するという結果となる⁵⁷。

58. さらに、人々の大規模な到着がある時に、協力メカニズムがしばしば様々な理由で人身取引被害者の身元を確認する早期段階にかかわっていない⁵⁸。欧州連合のホットスポット、移動者受け入れセンター及びその他の構造で、交じり合う移動の状況で人身取引がしばしば起こるとの理解の欠如が、人身取引問題を優先しないことに繋がっている。その結果、人身取引被害者とその可能性のある者は、身元確認がされないか、誤った確認をされ、効果的な保護や救済策が与えられない。

59. 身元が明らかになった人身取引被害者への早期援助は、大規模な到着に先立ってそのリファールのためのメカニズムまたはガイドラインを持っていない国家ではさらに難しい。そのような場合には、キャンプまたは移動施設に入っていない移動者にとっては身元確認と援助のチャンスは一層見込みがなくなる。例えば、ヨルダンでは、キャンプの外にいるシリア難民の人身取引された者の発見はわずかである⁵⁹。

60. この問題に対処するために、特別報告者は、実践家と市民社会団体の考えを繰り返している。つまり早期身元確認は、国境地点または経由センターのような国の入国地点に重点を置くのみならず移動者や難民が暮らしたり、集まったりして、接触できる場所にも重点を置くべきである。身元確認は必ずしも一段階のプロセスではなくもっと長い時間がかかるかも知れない⁶⁰。

国境を越えた人身取引事件における協力

61. 国境を越えた人身取引事件における協力には、2か国以上での人身取引被害者とその可能性のある者の保護がかかわる。

62. 多くの欧州諸国で、これは、慣行を交換し、再人身取引の危険を考慮せずに必要で要求される保証なしにこれが行われる時に、ダブリン手続きの下で人身取引被害者の引き渡しにどのように法的に挑むかを学ぶことも意味する。

63. 東南アジア諸国連合(アセアン)地域内で⁶²、国境を超える人身取引の多さは、ある国家が他の国家に

⁵⁶ www.unhcr.it/wp-content/uploads/2018/02/Linee-Guide-identificazione-victime-di-tratta.pdf を参照。

⁵⁷ オランダ難民会議、「イタリアとギリシャのホットスポットの実施: 調査」、16頁。www.ecre.irg.wp-content/uploads/2016/12/HOTSPOTS-Report-512.2016.psf より閲覧可能。

⁵⁸ Healy 及び Forin、「移動ルートに沿った人身取引」；及びアセアン、地域見直し、44、63頁。

⁵⁹ A/HRC/32/41/Add.1 を参照。

⁶⁰ ラ・ストラーダ・インターナショナルの提出物。

⁶¹ 同上。

⁶² アセアン、*地域の法律レビュー*、62頁。

よって認められる被害者の地位を認めることについて実際的な疑問を提起する⁶³。過渡的リファーラルにおけるその他のリファーラルと協力の問題には⁶⁴、特に搾取者からの報復を恐れている人身取引された者にとってストレスの多いものとなることもある援助のない帰還、目的国で人身取引被害者として身元確認された人々が母国への帰還にあたって支援のために未だに身元が確認されないままになるという結果となる事件の不適切なリファーラル、もし当局がある国から被害者を母国に戻すならば、確立された援助サービスとの関連が切れてしまうこと、帰国したとたんに連続したケアを必ずしも受けられないことを意味する人身取引被害者が外国にいる間の協力的な事例企画と管理の欠如が含まれる。

64. 中米では、地域の調整メカニズム---人身取引と密輸に対する地域のメカニズム、地域移動会議、カリブ海会議、公的省庁の中米会議を通して---が、地域の人身取引と移動問題をフォローアップするためにこの問題に関する地域・国内プロトコルを開発してきた。パナマにある中米・カリブ海 UNODC 地域事務所は、コスタリカ、グアテマラ、ホンデュラス及びパナマに宛てた国境地域での人身取引に関する情報交換に関するガイドラインの準備を通して、これらメカニズムと協力している。UNODC 地域事務所は、脆弱性をより明らかにし、調整された対応を企画する目的で、2 国間及び地域の能力開発活動とこれら国々の間の移動と正規・非正規の移動の道に関する情報交換も行っている。

VI. 結論と勧告

A. 結論

65. 移動と人身取引被害者とソフトウェアの可能性のある者の身元確認に対する現在の取組は、毒のある政治的言説が多く、多くの国々が反移動政策と人種主義的立場を取ることに繋がっている状況で起こっている。この状況で、多くの欧州諸国政府を含めた各国政府の主要な懸念は、そのような政策の人権の意味合いにほとんど注意を払わずに、現在までのところ、最初に到着する国との責任の共有という点で何も重要な解決策を提供しないで、移動を徹底的に制限し、妨げるさえすることである。

66. 今日、保護チャンネルの中には部分的に、つまり、亡命と国際保護、子ども保護、人身取引された人のための援助措置のために設置されているものもあり、密輸された人のためには大変条件が限られている。しかし、現在の国際保護制度、検査手続き及び国内協力メカニズムは、一つの入国地点を通して同時に到着する今日の大きな混ざり合う移動の複雑な現実に対応する際に困難がある。

67. さらに特化すれば、適切な機関へのリファーラルのためのメカニズムのみならず、友好的な場で、できれば訓練を受けたソーシャル・ワーカーによって行われる個人面接と評価に基づく正確で早期の検査手続きは、難民と移動者の大量流入が最初に到着する場所では組織的に確立されていない。中部・東部地中海ルートで IOM によって開発された調査のような⁶⁵到着の初期段階での発見とリファーラルを促進するために、人身取引に対する脆弱性の指標を精巧なものにする際に、有望な作業はあったが、包括的なもの

⁶³ 同上、44 頁。

⁶⁴ 同上、63 頁。

⁶⁵ IOM、「流れ監視調査: 人身取引及びその他の搾取的慣行を示すものの調査」(2017 年)、

http://migration.iom.int/docs/Analysis_Flow_Monitoring_and_Human_Trafficking_Survey_in_the_Mediterranean_and_Beyond_26_April_2017.pdf より閲覧可能。

ではないかも知れず、明確に列挙されていないその他の型の脆弱性を見失うかも知れない援助と保護メカニズムにおける特定のプロフィール造りの技術と標準化された一連の指標の利用については懸念もある。最初に到着した国で初めてほんのわずかの数の被害者しか身元が確認され、保護されないので、過度のプロフィール作りは、対象グループにさらな汚名を着せることになることもある。

68. さらに、最初の到着場所にいる担当官は、しばしば、素早く人身取引を含めた脆弱性の早期段階の事実上の指標を明らかにし、その人物の話の信憑性を評価する能力を欠いている。そのような担当官は、適切で人権に基づいた技術を用いて個人に面接し、その話の信憑性をチェックし、亡命またはその他の形態の国際保護を申し込む権利を侵害することなく最も適切な保護チャンネルを明らかにするために訓練されるべきである。他方、亡命者の中から人身取引された者及びその危険のある者の身元確認は、亡命手続きに統合されるべきである。

69. 最後に、特別報告者は、交じり合う移動の状況で、人身取引被害者とその可能性のある者の身元確認と援助に関して結果は大変につつましいものであるという事実について警告を発したいと思っている。従って、主として警察の活動または入国管理当局の意思決定に基づくのではなく、市民社会団体と協力してすべての個人の背景と個人的条件の評価に基づいた革新的モデルが必要とされる。これには、人身取引被害者の早期身元確認のみならず、脆弱な状況にある人物の早期リファールと保護のためのメカニズムに重点が置かれるべき新しい保護計画を考慮することを伴う。脆弱な状況にある難民、亡命者、移動者は、いつも人身取引者の餌食となる高い危険にさらされている。

B. 勧告

70. 交じり合う移動の流れの状況を含め、あらゆる状況での人、特に女性と子どもの人身取引の被害者とその可能性のある者の身元を確認し、保護し、支援する国家の法的責任に鑑みて、特別報告者は、以下の勧告を提供している。

71. 人身取引被害者とその可能性のある者を含めた難民、亡命者、移動者の保護に関連して、国家は以下を行うべきである：

(a) 国際・地域人権条約の批准と実施を通して、大規模な交じり合う移動への対応を含め、あらゆる段階の移動に対処する努力の中心に人権があることを保障すること。

(b) ノン・ルフールマンの原則を尊重し、国連機関と計画、国際団体と協力して、移動者が正規の労働市場にアクセスできることを保障して、安全で正規の移動チャンネルを確立すること。

(c) 行為者が難民と移動者を保護し援助でき、難民と移動者の人権に否定的で不相応なインパクトを与える法律またはその他の措置を見直し、停止し、改正し、廃止することができるように適切な法律と手続きが設置されていることを保障すること。

(d) 国内の法的枠組と政策並びに2国間/多国間協力が国際法と基準に従った調査救援体制の効果を支持し、強化することを保障すること。移動する人々を救助し援助する団体と個人がそのために犯罪者とされたり罰せられたりすることがないことを保障すること。海上または地上で救助された人が人身取引またはその他の人権侵害の危険にさらされるかもしれない国に戻されないことを保障すること。

72. 特別報告者は、到着時、経由中、目的地での人身取引被害者とその可能性のある者の身元確認を改善

するためにも以下の勧告を提供している。

73. 身元確認、検査ツール、手続き及び施設に関しては、国家、国際団体及び市民社会は以下を行うべきである：

(a) 国際保護と子ども保護計画に加えて大きな人々の流入が到着する場所での保護サービスとリファールを通して、人身取引被害者とその可能性のある者の脆弱性と支援の指標の明確化のための献身的で標準化された手続を優先し確立すること。移動者の到着後できるだけ早く個人の検査と評価手続を実施すること。身元確認の専門家が、人権に基づく検査とリファールを完了するために国境に存在していることを保障すること。これら指標とリファール措置の利用に関して関連国境管理官、入国管理官、亡命官に訓練を施すこと。

(b) 最初に対応する者が早期に脆弱な状況にある移動者の身元を明らかにし、彼らを適切なチャンネルに照会することができる十分に詳細な標準的検査を開発すること。移動者に接触する可能性のあるすべてのステイクホルダー、特に保健提供者、移動者社会の指導者、ソーシャル・ワーカー、労働検査官、亡命ケア・ワーカーの地図を作成し、彼らが身元確認と検査ツールの訓練を受け、身元確認とリファールのための調整メカニズムが設置されていることを保障すること。

(c) プロフィール作成に対処するために人身取引の身元確認手続で用いられている現在の指標を拡大し、国内機関、国際団体、市民社会が得た経験に基づいて、人身取引の危険につながることもある移動者の脆弱性の状況の指標を組織的に含めること。そのような指標は、財政資金の欠如、非正規の状態、指導者密輸サービスの利用、拷問、脅し、性暴力及び性的搾取と労働搾取から生じるもののような移動の旅や拘束中またはその結果として起こる危険を考慮に入れるべきである。

(d) 個人面接を行うための安全で機密のスペースを設けることにより、捜査と救助活動中に、下船地点で、被害者の身元確認を促進すること。そのような面接は、人身取引者から被害者の可能性のある者を隔離するために、脆弱性を示すものを速やかに評価し、適切な支援を提供できる訓練を受けたスタッフと通訳によって行われるべきである。

(e) 到着、下船、受け入れセンターと場の場所が、OHCHR と脆弱な状況にある移動者の人権保護に関する「世界移動グループ原則とガイドライン」に従って受け入れと援助のための人権基準に込えていることを保障するに十分な資金を配分すること⁶⁶。

(f) 性的搾取と労働搾取に対して脆弱な女性、女兒、男性、男児が、到着時、経由中、目的国で、速やかに身元を確認され、ジェンダーに配慮したサービスに照会されることを保障すること。

(g) 経由国及び目的国で、労働検査、入国管理、法律執行の間に明確な防御壁を設けること。労働検査が積極的で、適切に資金調達されていることを保障すること。

(h) 専門サービスへのアクセスを確保するために、移動者にわかる言語で利用できる適切で、人権に基づいた、ジェンダーに配慮した情報資料を開発すること。

74. 子どもに関しては、国家、国際団及び市民社会は、以下を行うべきである：

⁶⁶ www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/PrinciplesAndGuidelinespdf より閲覧可能。

(a)子ども、特に付き添いのない離別した子どもが速やかに身元を確認され、登録され、子ども保護制度に照会されることを保障し、そのような身元確認手続きが、子どもの年齢、ジェンダー、成熟度並びにその旅の状況を考慮に入れることを保障すること。

(b)国際法並びに適切に訓練を受け、資金提供された後見人を任命し、保護と成人への移行のための措置を設立することを含め、主たる配慮として子どもの最高の利益を考慮してもらおう子どもの権利に関する子どもの権利委員会一般勧告第14号(2013年)に基づいて積極的保護措置を取ること。

(c)子どもに配慮した年齢評価は、子どもの年齢に関して疑いがある場合にのみ行われることを保障すること。不確かな場合には、その人物は子どもと考えられるべきである。

75. 人身取引された子どもまたは空港と海または陸を超えていく地点で危険にさらされている者の身元確認を改善するために、国家は、航空職員、その他の輸送提供者、子ども保護サービス及びその他の脆弱な集団に取り組んでいる者のような法律執行担当官と機関の間の調整を強化するべきである。

76. 亡命者たちの中から被害者とその可能性のある者の身元確認に関して、国家は以下を行うべきである：

(a)人身取引被害者とその可能性のある者の身元確認を、促進された手続の状況を含め、亡命手続きに統合すること。

(b)UNHCRの「国際保護に関するガイドライン」第7号に従って、送り出し国、目的国、または経由国での人身取引と人身取引の危険、再人身取引、または人身取引者からの報復を、国際保護が認められる根拠として考慮すること。

(c)亡命手続き中に人身取引の危険にさらされていることが確認された人々が、人身取引保護制度に照会され---両方の根拠が認められるときには---難民の地位にも人身取引被害者またはその可能性のある者として保護にもアクセスできることを保障するために、亡命手続きと人身取引保護制度との間の定期的調整を開発すること。

77. 帰還プロセスにおける被害者とその可能性のある者の身元確認に関しては、各国は、もし最初に到着した国または第三国に戻される場合を含め、帰還に関して決定がなされるとき、人身取引と再人身取引の危険が適切に評価されることを保障し、地位にかかわらず、誰も、人身取引され、人身取引者及びそのネットワークからの報復を受ける危険を含め、拷問またはその他の残酷または非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰またはその他の重大な人権侵害を受ける危険にさらされると信じるだけの実体的根拠がある場所へ戻されないことを保障するべきである。

78. 協力とリファール・メカニズムに関しては、国家は以下を行うべきである：

(a)人身取引被害者のためのリファールのための協力メカニズムを確立し、国際団体と国内及び地方の保護サービスとの間の調整を含め、メカニズム内でのステイクホルダーの役割と責任を明確に決定すること。援助が無条件で提供され、非差別的であり、文化的に適切で、ジェンダーに対応し、障害や年齢に配慮したものであることを保障すること。

(b)その構成が事例の状況に適合できる人身取引被害者とその可能性のある者の身元確認とリファールのための移動学際チームを強化または創設すること。

(c)人身取引に対する保護、子ども保護、国際保護を含め、異なった保護制度の間の調整とリファールを確保する措置を開発し、強化すること。そのような措置が、下船するとすぐに登録と受け入れ手続き中に速やかに実施されることを保障すること。

79. 国内と地方の社会当局と市民社会団体は、人身取引事件を発見する手続きと人身取引の危険の明確化、並びに多数の人々が身元を確認される場合に被害者またはその可能性のある者の援助・保護・支援を行う団体にかかわるべきである。そのような措置は、刑事手続きの開始、犯罪の法的格付けまたは法律執行担当官と被害者の協力を条件にするべきではない。

法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会報告書 (A/HRC/38/46)

事務局メモ

理事会決議 15/23 号、26/5 号及び 32/4 号に従って、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の報告書をここに謹んで人権理事会にお伝えする。その報告書の中で、作業部会は、そのマンデートの最初の 6 年間を評価し、学んだ教訓を分析している。女性の権利とエンパワーメントのための闘いで直面した成功、限界、主要な課題を強調しつつ、作業部会は、実体的平等への女性の基本的権利を再び主張し、女性の人権の普遍性に対する巻き返しと増加する攻撃と闘う一致した努力を要請している。作業部会は、戦略的パートナーシップと同盟を築き、女性の人権を推進する機能的環境を醸成する際のその役割に特に重点を置いて、国際的な女性の人権機構を強化する機会を調べている。報告書の中で、作業部会は、来るべき年月のマンデートの夢を描きつつ、その作業とそのインパクトも要約している。

I. 活動

1. 本報告書は、前回報告書(A/HRC/15/29)の提出から 2018 年 4 月までの法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の活動をカバーするものである。

A. 会期

2. 作業部会は、検討期間中に、ジュネネーヴで 3 つの会期を開催した。第 19 回会期(2017 年 5 月 15-19 日)では、他の特別手続きマンデート保持者、女子差別撤廃委員会の委員、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の委員、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の代表及びいくつかの市民社会団体の代表と共に会議を開催した。作業部会は、新しい委員への引き渡しも始め、今後のテーマ別優先事項の可能性を討議した。市民社会団体と人権擁護者の状況に関する特別報告者と共に、作業部会は、差別と闘う女性人権擁護者のための保護ネットワークの強化に関する参加者の多い公開行事を開催した。

3. 第 20 回会期(2017 年 10 月 9-13 日)では、専門家は後継者への引継ぎを完了した。専門家は、紛争における性暴力に関する事務総長特別代表と会い、世界保健機関(WHO)、国連人口基金(UNFPA)、

OHCHR 及び子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者の参加を得て、代理母の問題に関する非公式のブレインストーミング・セッションを開催した(A/HRC/37/60 を参照)。作業部会は、加盟国とも参加率の高い会議を開催した。

4. 第 21 回会期(2018 年 1 月 22-26 日)では、作業部会は、そのチームが 2017 年 11 月 1 日に始まった 4 名の専門家を含め、その作業方法を見直し、来るべき年月のマンデートの夢を策定した。作業部会は、前作業部会委員、女子差別撤廃委員会委員、国連ウィメン、WHO 及び UNFPA の代表及び OHCHR のスタッフと会合を開いた。作業部会は、加盟国、ジュネーブを根拠とする市民社会団体とも会合を開いた。1 月 25 日に、国際ジェンダー・チャンピオンは、ジュネーブの国際社会に新しい専門家を紹介する行事を開催した。

B. 国別訪問

5. 専門家たちは、2017 年 8 月 8 日から 18 日までサモアを(A/HRC/38/46/Add.1)、2017 年 12 月 4 日から 14 日までチャドを(A/HRC/38/46/Add.2)訪問した。作業部会は、これら国々の政府に、訪問前及び訪問中の協力に対して感謝している。作業部会は、2018 年に正式訪問を行うよう招いてくれたポーランド政府にも感謝している。作業部会は、現在、32 の未決の訪問の要請を有しており、これら要請に速やかに回答するよう各国を奨励している。

C. コミュニケーションとプレス・リリース

6. 検討期間中に、作業部会は、個々にまたは他のマンデート保持者と共同で、各国政府へのコミュニケーションに対処した。そのコミュニケーションは、差別的な法律と慣行、女性人権擁護者の虐待とその権利侵害の申し立て、ジェンダーに基づく暴力及び性と生殖に関する健康の非遵守を含め、そのマンデート内にある広範な問題に関連している⁶⁷。作業部会は、個々にまたはその他のマンデート保持者、条約機関及び地域メカニズムと共同で、プレス・リリースも出した⁶⁸。

D. その他の活動

7. 前回の人権理事会への報告以来、専門家は作業部会の委員として、その権限で数多くの活動を行ってきた(付録を参照)。

II. テーマ別分析: 平等を再び主張し、巻き戻しと闘う

A. 序論

8. 本報告書で、作業部会は、そのマンデートの最初の 6 年間を評価し、学んだ教訓を分析している。作業部会は、マンデートの作業に関連して学んだ教訓とカギとなる課題と機会に関する情報を求めて、ジュネーブのすべての代表部とその他のステイクホルダーに、2017 年 7 月に送付したアンケートへの回答に感謝している。

1. 概念的枠組

⁶⁷ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/WGWomen/Pages/Communications.aspx を参照。

⁶⁸ www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/NewsSearch.aspx?MID-WG_Women を参照。

9. 作業部会は、その概念的枠組と作業方法を確立する際に、法律と慣行における女性差別の撤廃には、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を保障する国際基準を実施するために主として国家に説明責任を持たせる努力が中心であることを保障する包括的で統合力のある人権に基づく取組が必要であることを強調した(A/HRC/20/28を参照)。作業部会は、国家の責務の観点から女性の人権の尊重・保護・成就に至るまであらゆる分野で、法律と慣行における女性差別の撤廃に対処した。

10. 作業部会は、草の根の活動家のみならず、国内・地域・国際人権メカニズムが、女性によるその人権の完全享受を確保する際に、重要な役割を果たしていることを強調した。すべての女性に利益を与えるための法的保証のために、実施枠組と戦略が、ジェンダーに基づく差別とその他の差別の根拠との重なり合いに対応しなければならない⁶⁹。

11. 実際に、作業部会の作業は、すべての女性をカバーし、女性は均一の集団ではないことを認めている。女子差別撤廃委員会への40年近くの報告は、お互いに強化し、支え合っている世界中と国々の内部で重複し重なり合う形態の女性差別があることを証明してきた。すべての女性は、その多様性と多くの異なった状況において、差別的な法律と慣行によって異なった影響を受けている。しかし、強度のレベルが違い、インパクトも異なるが、すべての文化に根強く続く女性差別の共通の側面がある。

12. さらに、マンダートの最初の6年を通して、女性はある人たちによってしばしば扱われるように、たとえ人権制度内でも、ただのもう一つの脆弱な集団であると絶えず繰り返し述べる必要があった。女性は世界人口の半数であり、それぞれの脆弱な集団のしばしば大多数であり、従って、女性の権利に対する根強い差別とバックラッシュを撤廃することは、独立した目的としても、主流化の問題としても対処されるべきである。

13. 作業部会は、「両立性」、「公正」、「家族の保護」といった概念が、平等と非差別への普遍的人権に挑戦することにより、どのように女性の権利を損なうために利用されてきたかを観察してきた。そのような概念は、これら権利の国家及び非国家による侵害と男性または女性の固定観念的役割りに基づく差別的慣行を撤廃する国家の責務に従わないことを正当化するためにも用いられている(A/HRC/29/40を参照)。

14. 最近、作業部会は、ジェンダーそのものの概念が、女性差別の撤廃とジェンダー平等に向けた闘いをさらに損なうために、いかに課題にされ、誤解され、誤用されているかを観察してきた。この点で、いわゆるジェンダー・イデオロギー、特にラテンアメリカと東欧における激しさが平等の探求における増加する課題を例証している。「伝統的価値」への脅威として示されるジェンダー・イデオロギーに反対を唱える保守的ロビーがジェンダー平等を推進する努力を家族、婚姻、宗教の自由のような制度を破壊することを求める考えや信念の押し付けとしてジェンダー平等を推進する努力を間違っして解釈している。この運動は、科学に基づいた包括的な学校での性教育、女性の性と生殖に関する権利、婚姻の平等及びジェンダーに基づく暴力の問題に関する政策または討論にさえ反対する際に特に声高になってきている。例えば、「ジェンダー」という用語は、ジェンダー・イデオロギーを押し付けているという根拠で「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州評議会条

⁶⁹ 女子差別撤廃委員会、「条約」第2条の下での締約国の核心とな責務に関する一般勧告第28号(2010年)、パラ18を参照。

約」(イスタンブール条約)の批准に反対する運動によって課題とされた。これら保守グループは、国際法は性差別だけを禁じているのであると論じて、「ジェンダー」という用語が、1970年代以来国際規範と基準で用いられてきたことを否定している。作業部会は、女子差別撤廃委員会がその一般勧告第28号で、性差別の禁止を、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に含まれているように、ジェンダーに基づく差別も含むものと解釈していることを想起している。ジェンダー・イデオロギーに対する攻撃は、非差別に基づいて人権基準の普遍的適用に反対し、女性の人権の承認とジェンダー平等の実施において遂げられた業績を損なうために保守的行為者によって利用されている。

2. 新たな緊急感

15. ここ6年で、作業部会は、何十年にもわたる世界的アドボカシーで遂げた進歩を文書化してきた。作業部会は、特に女性の権利の普遍性に反対し、人権制度の分裂と弱体化を助長する運動の台頭のために、ジェンダー平等達成に対する残るギャップと障害にも注意を引いてきた。これには、すべての行為者が、後退と闘いつつ、女性の権利を保護し、推進し、成就する努力で団結することが要請される。しかし、政治的ガバナンスで増加する権威主義、経済危機、急上昇する不平等、伝統的宗教の政治利用が、人権制度に対してかなりの課題を呈している。女性の人権の浸食は、社会全体の人権基準のリトマス・テストである。

16. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の総会による採択後約40年になって、世界で女性差別を撤廃することに成功し、ジェンダー平等を達成した国はない。これはもはや大目に見られたり、正常化されたりするべきではない。今日、過去からの利益を守り、人権の不可視性と家族、地域社会、国の人間開発にとって極めて重要である女性の実体的平等を緊急に推進する必要がある。この新しい緊急感が、作業部会が特別な抵抗を受けている問題に光を当て、女性差別を撤廃するための集団的闘いにおいて女性の人権機構をさらに強化する方法に反映させることに繋がってきた。

B. 女性の権利に対する根強い差別とバックラッシュ及び保護制度を強化する必要性の世界的状況

1. ジェンダー平等を推進する際に遂げられた進歩を認める

17. その作業全体を通して、作業部会は、女性差別の撤廃の探求における業績、好事例、主要な課題を文書化してきた。

18. 政治参画への女性の権利を成就するとの国際公約は、実体的に増加してきている。20世紀全体にわたって、女性の投票権は、ほとんど普遍的に実施されてきた。北京で開催された「第4回世界女性会議: 平等開発平和のための行動」後20年足らずで、女性の政治的代表者数の世界平均は2倍になっている⁷⁰。政治的移行を経験している国々でのクォータ制の導入は、議会での女性の代表者数のかなりの増加という結果となっている。良好な傾向は、議会の代表者数を超えて、公的生活のその他の領域にも特別措置とアフーマティヴ・アクションの拡大という点でもみられる(A/HRC/23/50を参照)。

19. 最近、尊厳と権利を要求している女性が、全世界で行進し、行動を起こすためにますますメディアを利用するようになっている。技術が新しい形態の女性の政治表現とかかわりを可能にしている。女性

⁷⁰ www.jpu.org/wmn-e/classif-arc.htm を参照。

差別を正常化する環境で、女性に対する暴力をなくすことを要求する女性の権利運動からの何十年にもわたるアドヴォカシーに続いて、#NiUnaMenos と #MeToo のようなジェンダーに基づく暴力を非難する運動が全世界を覆っている。ジェンダーに基づく暴力は、そのような差別の最悪の表れの一つである⁷¹。

20. 教育のジェンダー格差を埋める際にかかなりの進歩が遂げられ、女性はますますその地域社会と国の文化的・科学的生活に参画してきた⁷²。女性の労働力参加はかなり増え、中小企業における女性起業家は、重要な経済的行為者としてかなりの貢献をしてきた。ジェンダー・クオータの要件を企業の役員会に課すことによって経済的・金融的リーダーシップへの女性の参画を高める初期努力を払ってきた国もある。さらに、危機時には、女性の継続する経済的包摂を確保するために緊縮措置の代替手段を選んできた国もある(A/HRC/26/39 を参照)。

21. 家庭における女性と女児の平等への権利は、国際人権法で認められ、ジェンダー平等を書き込むために家族法制度を改正してきたほとんどの現代の法体制で保障されてきた。ジェンダー固定観念と家庭内で男女に帰せられてきた不平等な役割と責任と闘う際に、進歩を遂げてきた国々もある。かなりの数の国々が、ドメスティック・ヴァイオレンスを犯罪化し、被害者に保護を提供する法律を開発してきた(A/HRC/29/40 を参照)。

22. 女性の身体に関する否定的な固定観念的メッセージと闘う努力は、市民社会団体と国際機関によって払われ、多くの各国政府によって国内政策に組み入れられてきた(A/HRC/32/44 を参照)。女性の性と生殖に関する権利は、国際基準でますます認められるようになっている。妊産婦死亡は、過去 20 年にわたってほとんど半減している⁷³。

23. 地域・国際人権基準の印象的な全集が過去数十年にわたって開発されたが、その中の中心の優先事項は、平等への女性の権利の承認と保護であった。ジェンダー平等を保証する国の憲法の数においてかなりの進歩が遂げられ、性差別とジェンダーに基づく暴力を禁止する法律が制定されてきた。1995 年に、第 4 回世界女性会議が、女性の平等への権利を推進するための包括的な計画: 「北京宣言と行動綱領」に合意することによって、やっと勝ち取った進歩と業績を強化した。2010 年に、人権理事会は、その独立した事実確認と監視メカニズムの一部として、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会を設立することを決定した。作業部会の設立は、女性の権利機構を強化するという点で成功であることは疑いないが、これは国際社会による世界中の根強い女性差別を認めていることも反映している。

24. 長年の闘いにわたって遂げられたこれら業績にもかかわらず、女性差別と女性の権利侵害に対する刑事責任免除が、公的領域でも、私的領域でも、平和時にも紛争時にも、世界のすべての地域で根強く続いている。女性の権利と完全な平等の推進はあまりにも遅く、不均衡で、世界の現実からほど遠いのみならず(E/CN.6/2015/3 を参照)、女性がやっと闘い取った業績が、今では逆転される危険に瀕している。前例のない押し戻しが、保守的な政治イデオロギーと宗教的原理主義の同盟によって地域にわたっ

⁷¹ www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22759&LangID=E を参照。

⁷² A/72/155 及び www.unesco.org/new/en/natural-sciences/priority-areas/gender-and-science/ を参照。

⁷³ www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22759&LangID=E を参照。

て進んでいる。しばしば、文化、宗教及び伝統の名のもとに後退が起こっており、女性の平等の達成においてやっと勝ち取った進歩を脅かしている。

2. 行き詰まり、後退、バックラッシュ

家庭と文化

25. 報告書の中で、作業部会は、しばしば宗教と結びついたジェンダーの世界的な差別的な文化的構造の根強さと差別的な法律の採用または国際人権法と基準を尊重できないことに対する文化的正当化に国家が継続して頼っていることを示してきた。家庭内で女性と女児の平等を確保できないことが、社会のすべての領域でその平等を確保しようとする試みを損なっていることが特に強調されてきた (A/HRC/29/40 を参照)。

26. その作業全体を通して、作業部会は、女性と女児に対する差別とその権利に対するバックラッシュは、すべてあまりにもしばしば、例えば女性と女児が過小評価され、ある役割に限定されるかも知れず、有害な慣行と家父長的抑圧を経験し、ドメスティック・ヴァイオレンスと性的虐待を含め、その他の人権侵害を受ける家庭から始まることを示してきた。作業部会が示したように、家庭生活を統治する差別法がほとんどの国で繰り返されてきたが、そのような法律が未だにいくつかの国々で有効である (同上)。特に女児のより低い婚姻年齢、後見制度、強制結婚、一夫多妻制、国籍権、離婚権と不平等な後見、相続、財産土地へのアクセスの権利における差別のために、女性が基本的権利を剥奪されている国々もある。認知された名誉、純潔と伝統の名のもとに、女児と女性は、その他の権利侵害の中でもとりわけ、「名誉殺人」、子ども結婚⁷⁴、寡婦儀式、女性性器切除⁷⁵を受ける。子ども結婚の撤廃に向けた進歩が全く見られない地域もある⁷⁶。

27. 国連制度内で、作業部会は、国々が、女性の権利を成就し、ジェンダー平等を達成する国際責務を薄めようとして、文化、宗教、家庭への言及を誤用してきたと述べている。極度に明らかな事実の一つは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、特に家庭における平等に関する第 16 条への留保条件の数の多さである⁷⁷。その留保条件の中で、国々は宗教的規範への服従における女性と女児の平等権を否定し、人権の普遍的適用に対するその説明責任に反駁している (A/HRC/29/40 を参照)。これは、私的領域---家庭---での平等が依然としてジェンダー平等達成に対する最も大きな障害であることも示している。

28. 家庭を保護すると偽って、人権をさらに薄めことを目的とするイニシアティブを行っている国々もある。家庭は社会の基本ユニットであり、保護される資格があることは認めるが、作業部会は、家庭生活のあらゆる側面での女性の権利を再び主張し、多様な形態の家庭が存在していることを認める必要性を主張する。家庭の保護は、女性と女児にその完全で平等な人権を否定する法律・政策・慣行を正当化するものとして利用できない (同上)。女性と女児の地位の向上は、法律と慣行において、地域社会と家

⁷⁴ www.girlsnotbrides.org/what-is-the-impact/ を参照。

⁷⁵ www.unfpa.org/femalegenital-mutilation を参照。

⁷⁶ www.unicef.org/media/media_102783.html を参照。

⁷⁷ www.universal-rights.org/urg-policy-reports/march-universality-religion-based-reservations-core-un-human-rights-treaties-tell-us-human-rightspreigion-universality-21st-century/ を参照。

庭の構成員として、その平等への権利を認めることにかかっている。

29. 文化的権利の分野の特別報告者が強調しているように、様々な宗教的原理主義者たちが、しばしば、女性の人権の推進をそらすために国際レベルで巧みに協力している。彼女は、文化的権利を含めたすべての人権の女性の享受を可能にすることが、過激主義、原理主義、テロと闘う際の重要な要素であることも述べた(A/HRC/34/56を参照)。

30. 作業部会は保護されるべき人権として宗教または信念の自由を支持するという原則にコミットしているが、宗教の名の下でジェンダー平等に対する課題が増えていることを残念に思っている。宗教または信念の自由は、女性差別を正当化するために用いられるべきではないことを繰り返し述べる際に、作業部会は、他の国際人権専門家メカニズムに加わっている(A/HRC/29/40を参照)。

女性の自治と性と生殖に関する権利

31. 女性の性と生殖に関する権利に関する現在の言説が国際レベルで起こっているのは、女性の権利に対する原理主義とバックラッシュが台頭しているこの状況においてである。あまりにも多くの女性が、その性と生殖に関する健康と権利を剥奪されている。妊産婦死亡率は減少しているが、最も周縁化された女性が最も高い危険にさらされている状態で、800名以上の女性が、未だに妊娠と出産に関連する予防できる原因で毎日死亡している⁷⁸。推定2億2,500万人の女性が、基本的な現代の避妊法へのアクセスを奪われており⁷⁹、しばしば望まない妊娠に繋がっている。15歳未満の女児が5倍の危険に直面している状態で、女児にとって、妊娠と出産は、開発途上国の最も共通した死亡原因である。危険な中絶の結果として、毎年約47,000名の女性が亡くなり⁸⁰、さらに500万人が一時的または永久的障害を負っている⁸¹。

32. 女性が、いまだに、姦通、売春/性労働、または妊娠中絶のような性と生殖に関する行為のために刑事罰を受ける脅威と共に暮らしている国々もある。また、女性がもし流産したり産科併発症にかかったりすると、殺人で訴えられたりさえする国々もある(A/HRC/32/44を参照)。女性だけに帰せられる行為の犯罪化は、それ自体が差別的である⁸²。女性の自治的な意思決定や女性だけが必要とするサービスへのアクセスを否定し、その性と生殖に関する健康ニーズを含め、その特別な保健と安全に対処できないこともそうである。

33. 世界人口の約25%が、非常に厳しい中絶法を有する国々で暮らしている。作業部会は、数多くの国々の政治的な宗教的保守運動が、どのように人工妊娠中絶の禁止をとどめ、または導入するために、様々な地域で一致した努力を払いつつ、進歩を止めたり巻き返したりするために、意思決定に影響を及ぼしてきたかを文書化してきた。妊娠が妊婦の生命を脅かす時でさえ、全面禁止を試みてきた国もある。避妊法の資金調達をさらに制限する動きもあった。いくつかのパイオニア的な高等裁判所の決定に

⁷⁸ www.unfpa.org/maternalphealth を参照。

⁷⁹ www.who.int/reproductivehealth/publications/family_planning/human-rights-contraception/en/ を参照。

⁸⁰ www.who.int/reproductivehealth/publications/unsafe_abortion/9789241548434/en/ を参照。

⁸¹ http://siteresources.worldbank.org/INTPRIH/Resources/376374-1261312056980/RHAP_Pub_8-23-10web.pdf を参照。

⁸² 同上。 www.amnesty.org/en/latest/campaigns/2018/03/un-body-politics-explainer/ も参照。

見られるように、妊娠中絶に関連する女性の人権を支持することへのコミットメントは、様々な地域のすべての最高裁判所によって支持されてきたわけではない⁸³。

34. 文化的権利に関する特別報告者は、原理主義者と過激主義者がどのように女性の人権の享受を制限し、万人の性と生殖に関する権利を制限することを目的としているかを示してきた(A/HRC/34/56を参照)。この点で、作業部会は、保健ケア提供者の性と生殖に関する保健ケアへの良心による反対は、もしそのような反対が女性の健康または生命を危険にさらすならば受け入れられないことを再確認している。

35. 自分自身の身体と性と生殖に関する機能について自治的決定を下す女性または女児の権利は、身体的・心理的完結性の親密な問題を含め、平等とプライバシーへのその基本的権利のまさに核心にあり、その他の権利の享受の前提条件である⁸⁴。女性が妊娠中絶への権利を持ち、情報とすべての避妊法へのアクセスを提供されている国々は、妊娠中絶率が最も低い。人工妊娠中絶が法律で禁止されていたり、または利用できない国々では、安全な妊娠中絶は豊かな人々の特権であり、資源が限られている女性たちはほとんど選択の余地がなく、危険な施術者や慣行に頼るしかない。WHOのデータは、妊娠中絶を犯罪化することは中絶手続きに頼る女性の数を減らすことがないことを明確に示している。むしろ秘密の危険な解決策を求める女性の数を増やす可能性が高い。実施、2,500万件の危険な中絶が未だに毎年行われている⁸⁵。

36. 現在の言説の中で、妊娠中絶に関する政策配慮の中心に女性の人権を据える必要性は、女性と胎児という2つの権利の間に対称的バランスがあるという議論の背後にあるレトリックと政治権力によって不明瞭にされている。しかし、国際人権法にはそのような論争はない。国際人権法の下で与えられる人権は生まれた者に与えられるということが、1948年の「世界人権宣言」によって十分に確立されており、「市民的・政治的権利国際規約」で支持されている。「世界人権宣言」第1条は、すべての人間はその尊厳と権利において自由で平等に生まれついていると規定している。人は懐胎時に始まることを信じている人々は、その信念に従って行動することは自由であるが、その信念を法制度を通して他に押し付ける自由はない⁸⁶。

37. 作業部会は、妊娠、妊娠から生じる病気、並びに妊産婦死亡と罹病に関連する保健サービスにアクセスする権利の点で女性が直面する差別の多くが女性の身体と健康の道具化と政治利用のせいであることを繰り返し述べている(A/HRC/32/44を参照)。妊娠中絶の犯罪化は、その道具化の最も破壊的な表れの一つであり、女性をその生命と健康の危険にさらし、彼女たちから意思決定における自治を剥奪している。特に思春期の若者と女児のための包括的な性教育と避妊情報とサービスへの普遍的アクセスの欠如と子ども結婚の慣行が、十代の妊娠と教育からの女児の排除に繋がり、従って多くのその他の権利の享受を制限している。

経済的・社会的参画

⁸³ www.obchr.org/Documents/Issues/Women/WG/WomensAutonomyEqualityReproductiveHealth.pdf を参照。

⁸⁴ 「市民的・政治的権利国際規約」第3条及び17条を参照。

⁸⁵ www.who.int/reproductivehealth/publication/unsafe_abortion/9789241548434/en/ を参照。

⁸⁶ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WG/WomensAutonomyEqualityReproductiveHealth.pdf を参照。

38. 報告書の中で、作業部会は、女性が生涯を通して如何に未だに経済的・社会的領域で構造的な不利な条件と差別に直面しているかを示してきた。社会的・文化的障害が、いまだに多くの女兒が教育を修了することを妨げ、賃金・労働力参加・ケア責任の中に埋もれている法的差別が、女性が経済的・社会的生活に平等に参画することを妨げている。女性は男性よりも2.6倍も多く無償のケア労働・家事労働を行っている⁸⁷。高齢女性は、ジェンダー年金ギャップを受け、貧困に対してより脆弱になっており、すべての女性が、家庭に加えて学校・職場・その他の公的場所で、セクシュアル・ハラスメント及びその他のジェンダーに基づく暴力の根強い危険に直面している(A/HRC/26/39を参照)。

39. 実際、女性は同一価値労働に対して継続してより少ない賃金を支払われ、国際通貨基金と世界貿易機関のような国際団体を含め、企業・金融・貿易で、また、協同組合と労働組合の意思決定機関でのトップの指導部ではひどく数が少ない。さらに、女性は、急上昇する不平等と緊縮措置と女性が男性よりも依存しているケア・サービスの弱体化に繋がってきたマクロ経済政策の策定においてはひどく数が少ない。今日、これまで以上に学校での女兒の数が多いが、思春期の女兒の5人に1人は未だに学校に通っていない⁸⁸。さらに、全世界の女性の高等教育達成度は、必ずしも経済分野でのこれに相当する指導的地位または平等にさえ変わっていない。より多くの女性が労働力に参入しているが、女性は、未だに、労働年齢の男性の75%に対して⁸⁹、労働年齢の女性の49%に過ぎない⁹⁰。女性はしばしば脆弱な形態の雇用にしかアクセスできず、開発途上国の女性の大半は非正規セクターまたは家庭の事業に雇用されており、必ずしも直接的に賃金を受けているわけではない。女性の所得が主として農業活動から出てくる国々では、女性は普通土地の所有権が大変に限られている⁹¹。

40. 女性の経済的エンパワーメントはジェンダー平等に関連する問題の中で最も論争の少ないものであることが分かっているが、経済的不平等の底辺にある文化的・社会的・政治的原因は必ずしもうまく根本的に取り組まれてきたとは言えない。女性の経済的・社会的権利は、もし世界的に多くの女性が雇用されている非正規セクターにおけるケア・サービスに必要なインフラ、同一労働に対する同一賃金の施行、女性の労働権の規制がなければ、決して成就されないであろう。

政治参画と公的参画

41. その作業全体を通して、作業部会は、世界的に、女性は政府のあらゆる省庁とあらゆるレベルで依然として数が少ないことを示してきた。世界中の女性議員の割合は、いまだにわずか23%であり、わずか17%の国家または政府の長が女性である⁹²。女性は、国際機関や地域機関でも数が少なく⁹³、女性の声は、しばしば、和平協定や再建戦略から省かれている。作業部会は、民主主義の赤字、貧困と社会

⁸⁷ www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2018/sdg-report-gender-equality-in-the-2030-agenda-for-sustainable-development-2018-en.pdf?la=en&vs=5653 を参照。

⁸⁸ <http://uis.unesco.org/sies/default/files/documents/fs48-one-five-children-adolescents-youth-out-school-2018-en.pdf> を参照。

⁸⁹ <http://dataworldbank.org/indicator/SI.TLF.CACT.FE.NE.XS?view=chart> を参照。

⁹⁰ <http://dataworldbank.org/Indicator/SI.TLF.CACT.MA.NE.XS?view=chart> を参照。

⁹¹ <http://interactive.unwomen.org/multimedia/infographic/changingworldofwork/en/index.tml> を参照。

⁹² www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2017/4/women-in-politics-2017-map を参照。

⁹³ www.lcampaign.org/homes/ を参照。

的排除、家庭における不平等、暴力と固定観念が、すべて政治参画への権利の女性の完全享受に対する根強い障害であることを認めてきた(A/HRC/23/50を参照)。

42. 作業部会は、社会における女性にとってその役割が「適切」であることについての女性人権擁護者が直面するユニークな課題に関して、ますます高まる懸念も表明してきた。今日のあらゆる種類のますます高まる原理主義が政治的迎合主義、チェックされない権威主義的支配及び人権を超えて企業の利益に不相応に置かれる重点と相俟って、擁護者が直面する障害を一緒になって強化してきた。例えば、権利主義集団によって争われる権利(女性の性と生殖に関する権利)と取り組んでいる人々及び抽出産業と企業の行動を非難する人々は、殺害を含め、高い暴力の危険に直面している⁹⁴。

評価

43. マンダートの最初の6年間に、専門家たちは、生涯を通して女性が直面するジェンダー平等に対する多くの障害の中で、家庭・文化・性と生殖に関する権利の領域が依然として重要な課題であり、女性の平等において女兒に対するバックラッシュがあった領域が課題であるという事実を明らかにしてきた。作業部会は、女性の経済的エンパワーメントと政治参画が、あまりにもしばしば孤立した問題として取り組まれることを残念に思っている。人権の相互依存性は、見逃すことができず、家庭内で根強く続く差別、性と生殖に関する権利は生活のあらゆる側面において、平等な立場を主張する女性の能力に衰弱させるインパクトを与える。女性差別に対するこの選択的取組は、国家と国連の残念な取組であり、ジェンダーが対処される方法に悪影響を及ぼす核心的問題であり、持続可能な進歩に対する主要な障害である。家庭と性と生殖に関する権利における差別を撤廃しなければ、他の分野での永続的進歩はなかろう。

3. 女性の権利を包括的により良く推進し保護する制度を強化する

44. 決議 35/18号で、人権理事会は、女性の人権を成就するために市民社会によって遂げられた進歩に対するバックラッシュについて深い懸念を表明した。そのマンダート全体を通して、作業部会は、国際フォーラムや国内レベルで、大変に保守的で逆行する話が復活し、女性にとって有害な政策や法律を復活させようとする試みを目撃してきた。そのような法律または政策は、特に女性の家庭における平等への権利の享受と保健と自治的意思決定への権利に悪影響を及ぼす。

45. 国際的な場での保守的行為者のインパクトに関する調査で報告されているように、既存の協定やコミットメントを薄め、国際人権文書に後退的な文言を導入する一致した努力があった。国連機関、条約監視機関、特別手続きを損なおうとする試みもあった。反権利行為者の言説と戦略が、折衝の行き詰まりに繋がり、特にジェンダー平等とセクシュアリティに関連する人権枠組と人権基準の進歩的解釈に実体的インパクトを与えている⁹⁵。

46. さらに、作業部会は、女性の人権アジェンダが、かなり分裂していることを述べてきた。あまり論争点のない問題を選択的に優先することは、ジェンダー平等が女性の人権の独立性と不可分性を無視して、包括的には対処されていないことを意味する。作業部会は、国連システム内でジェンダーの主流化

⁹⁴ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/WGWomen/Pages/WomenHumanRightsDefendersGender.aspx を参照。

⁹⁵ www.awid.org/ours-report を参照。

という点では遂げられたかなりの進歩を認めている。しかし、そのような努力のインパクトは、国連システムが女性の権利に否定的な影響を及ぼす抵抗の核心に対処することを回避する限り、依然として不十分なままであろう。

47. 作業部会は、国家の側にしろ、非国家行為者の側にしろ、国際または国内レベルでのすべてのそのような反権利傾向は、女性の権利を中心に据えなければならない強健な国際的人権に基づく課題と対決しなければならないことを強調している文化的権利に関する特別報告者に同意している(A/72/155、パラ3を参照)。このバックラッシュの状況で、女性の権利を達成するために活動しているメカニズムに適切な資金を提供することが極めて重要である。すべてのステイクホルダーの間のコミュニケーションと協働を強化し、システム内の矛盾を避けることもそうである。

48. 世界が一層の平等と差別の撤廃に向けて容赦なく前進している時に、女性の権利活動家は、あまりにも頻繁に、女性に対等な者として社会と家庭でその正当な地位を占め、自分の身体と人間性を完全に支配することを妨げるために、伝統・文化・宗教・国家の主権のもっともらしい正当化を利用する者たち直面している。人権は普遍的で、不可分で、相互に依存しているという「ウィーン宣言と行動計画」で支持された原則にもかかわらず、作業部会は、全人権制度が基盤としている土台を損なおうとする保守的行為者と原理主義集団による努力を観察してきた。作業部会は、国際人権機関、国家、国連機関、市民社会を含めた世界の指導者たちは、バックラッシュを防ぎ、人権の法的枠組が損なわれないことを保障する必要がある。作業部会は、女性に対してなされたまだ成就されていないコミットメントを批判のレンズで見直し、具体的行動を起こす時が来ていると考えている。

C. 女性差別撤廃の進歩に貢献する作業部会の努力

49. このバックラッシュをものともせず、作業部会は、女性と女兒に差別的影響を及ぼす法律・政策・慣行の撤廃への呼びかけを首尾一貫して繰り返し、人権基準、特にジェンダー平等に関する基準の支持を妨げる反権利言説や行動を非難することにコミットしてきた。

1. 作業部会の作業

50. 作業部会は、いくつかのテーマ別領域で、実体的平等の推進と進歩的基準の開発に貢献するかなりの努力を払ってきた。作業部会は現状に挑戦し、規範が争われており脆弱ではあるが女性の人権保護が平等の達成と女性差別の撤廃にとって極めて重要であるトピックに対処してきた。

51. 2010年の設立以来、作業部会は、人権理事会によって与えられ、女性差別の撤廃を最もうまく推進するそのマンドートを最もうまく果たすようにその作業を組織しようと努めてきた(A/HRC/20/28を参照)。作業部会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のもとでのその責務を果たすに必要な政治的意思を国家及びその他のステイクホルダーが見出し維持するのを支援し、「持続可能な開発目標5」に従って、誰も取り残さないという横断的原則にも従ってジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーすることに繋がる環境を醸成することを求めてきた。

52. 国際・地域人権機関及びその他の特別手続きマンドート保持者によって行われつつある作業に鑑みて、作業部会は、既存の基準とイニシアティブ及び現在までに国家、国連機関、国内人権機関と市民社会団体によって生み出された利用できる知識とツールを土台とすることで合意した。決議15/23号で人権理事会によって提供されたマンドートに従って、作業部会は、国連人権機構とより幅広い国連システムの結果に基づく

ことを求めてきた。

53. 条約機関や国連機関とテーマ別重点領域を分かち合っている多くの特別手続きマンデートのように、作業部会は女子差別撤廃委員会、国連ウィメン、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者及びその他のマンデート保持者、世界人口の半分の生活に未だに日常的なインパクトを与えている差別を撤廃するという巨大に任務に献身している他の人々とその行動が相互に補強しあっていることを保障するためにその補完性を利用するために活動してきた。決議 23/7 で、人権理事会は作業部会の建設的な取組を認めている。

54. 作業部会は、特別手続きが利用できるツールのインパクトと統一性を最大限に活用することを求めてきた。作業部会は、ジュネーブとニューヨークでのその年次会期を通して、作業部会としての招集権限をできる限り利用することも求めてきた。

55. さらに、「持続可能な開発目標」及び女性の地位委員会のような世界的プロセスに貢献し、関連する裁判事件に友人の説明を提出し、さらに明確化を必要とする特別な女性の人権問題に関して方針説明書を開発することにより、作業部会は女性差別の撤廃を推進する新しい機会を利用してきた。そのマンデートに従って、作業部会は、その作業の根拠を国際人権法と基準に置いてきたが、これら基準を超える好事例も編集してきた。

テーマ別報告書

56. そのマンデートをより良く果たすために、作業部会は、政治と公共(A/HRC/23/50、経済と社会(A/HRC/26/39)、家庭と文化(A/HRC/29/40)、保健と安全保障(A/HR/32/44)、好事例(A/HRC/35/29)という5つのテーマ別領域で、その分析を組織化してきた。作業部会は、女性の生活に影響を及ぼすすべての領域を何とかうまく含め、明確で時宜を得て、女性と女兒に対する根強い世界的な差別の幅広い包括的な全体像を示してきた。

57. その報告書の中で、作業部会は、女性差別の主要な原因と傾向に対処するために国家とその他のステークホルダーのための実際的なツールを提供しようと努力してきた。このトピックに関して多くの文献が存在するが、その報告書の中で、作業部会は、その実際的な利用度を高めるために利用できる情報を圧縮し、国際レベルで進歩的基準を首尾一貫して推進しようとしてきた。

58. 作業部会のアンケートに応じて、各国は、人権理事会内の女性の人権の多極化と時には相争う性質にもかかわらず、作業部会の報告書は、理事会決議の文言に影響を与えてきたことで合意した。例えば、決議 35/18 号で、理事会は、身体的自治への権利、家父長的規範の名称、女性の政治参画に対する障害による民主的赤字の存在及びフェミニストと女性の人権擁護者の重要な役割の承認に関する作業部会の報告書から直接取られた進歩的文言を含めた。作業部会の報告書からの文言は、特に社会保護の下限、家庭における平等、妊娠中絶への安全なアクセスに関連する問題に関して、いくつかの例外を伴って、女性差別に関する以前の理事会決議にうまく組み入れられた⁹⁶。

59. アンケートへの回答の中で、ある国は、作業部会の作業が、その国内人権機関を鼓舞して文化生活・家庭生活における差別に重点を置く勧告を出させたと報告した。またある国は、作業部会の報告書が、立法イニシアティブの枠組内で、議会による言及を含め、国内レベルでインパクトを与えたと報告した。またあ

⁹⁶ http://ap.ohchr.org/documents/dpage_easpx?m=188 を参照。

る国は、作業部会の報告書が人権に関する国内行動計画の作成プロセスで、参考として特に有用であったと報告した。

国別訪問

60. 国別訪問を通して⁹⁷、作業部会は、好事例を明らかにして推進し、差別法と慣行に関連する課題に関して見解を交換するために、国家及びその他のステイクホルダーと協力し、女性のエンパワーメントに貢献するように立法の改善と法律の実施に関して勧告を行ってきた。国別訪問を準備する際に、作業部会は、存在する場合には国連ウィメンを含めた国連国別チームと協力している。その準備には、女子差別撤廃委員会の勧告及びその他の特別手続きの勧告のフォローアップが含まれる。訪問国にいる間に、作業部会は、国内・地方レベルのすべてのステイクホルダーと組織的に会合を開き、地域社会、個々の女性、女性団体及び伝統的・宗教的指導者とかかわっている。作業部会は、最大限のインパクトを与え、女性を差別する法律と慣行の撤廃に向けた予備的日程表を提供するために訪問の勢いを土台とすることのできる包括的なミッション終了ステートメントを準備するよう努めてきた。作業部会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しておらず、従って委員会によるレビューも受けていない国も訪問することができた。

61. 国別訪問の中には、法律と慣行に変化をもたらす際に貴重であったものもあった。一つの国の訪問に続いて、ある国家は、政府の地位と政党の選挙名簿に両性のための最低 40%のクォータ制を採用して、作業部会が勧告したように、ジェンダー平等に関する法律への一連の改正を承認した。同国は、作業部会の訪問は、国の人権機関の設立にとって有用であったと報告した。またある国は、作業部会からの勧告に続いて緊急避妊薬を配布するという慣行を再び確立し、またある国は、その「家族法」の差別的規定を改正するための委員会を設立した。さらに作業部会の勧告に従って、ある国は、学校での体罰を復活させる計画を止め、またある国は、初めてその議会内でジェンダーに基づく暴力と闘う法律を検討した。

62. 作業部会は、フォローアップ書簡を送り、それらとその回答を公的に利用できるようにすることにより、利用できる資金の限度内で、その国別訪問の効果的フォローアップを実施することも求めてきた。これまでにフォローアップ書簡に回答した国はたった 1 か国であるのは残念である。

コミュニケーション

63. 各国へのコミュニケーションの中で⁹⁸、作業部会は、横断的人権問題がかかわる事件に関して主として合同のコミュニケーションを送って、他のマンデート保持者と協働することを求めてきた。作業部会は、国籍法、婚姻の地位、姦通の犯罪化における女性差別のような選ばれた広かった差別法と慣行に関する対話を始めるためにもこのツールを用いてきた。2011年1月1日から2018年3月31日までに、作業部会は、259通のコミュニケーションを送ったが、そのうちの165通は、他のマンデート保持者との共同で送られた。残念なことに、送られたすべてのコミュニケーションの中で、わずか81の実体的回答が各国から受け取られた。

64. 独立してまたは他のマンデート保持者との共同で、作業部会が送ったコミュニケーションは、差別法と慣行を改革することに貢献した。例えば、国々は、男性と同等に子どもにその国籍を伝える女性の権利を否定する国籍法、男児と女児に異なった婚姻年齢を規定している婚姻法を改正してきた。さらに、作業部会によるあるコミュニケーションに従って、国内法社会はそのウェブサイトから後継規則の点での差別的な慣行についてのメモを削除した。コミュニケーションは、背教、姦淫、「けしからぬ服装」の罪のために投獄さ

⁹⁷ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/WGWomen/Pages/CountryVisits.aspx を参照。

⁹⁸ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SGWWomen.Pages/Communications.aspx を参照。

れ、むち打ちの脅しを受けている女性たち、流産したために投獄されている女性、ナイフを突きつけてレイプの脅しを仕掛けた雇用主を殺害した責めを負っている移動女性を含め、差別法の下で投獄され、訴追された女性の釈放または無罪放免のための行動も支援してきた。作業部会のアンケートに応じて、ある国は、作業部会からのコミュニケーションの結果として、国家公務員のための新しい議定書と新しい訓練法を制度化したことを認めた。

作業部会会期

65. 作業部会は、毎年3つの一週間の会期を開催している。作業部会は、各国や市民社会団体と会合を開き、女性差別の撤廃において進歩を遂げるために、対話にかかわり、見解を交換する機会として、会期を利用してきた。作業部会は、その他の特別手続き、条約機関の専門家、国連機関、政府間機関、すべての地域の国々と市民社会と会合を開催して、女性の人権と取り組んでいるその他のメカニズムやその他のステイクホルダーとの協働を改善する機会としても会期を見てきた。ステイクホルダーとの会合で、作業部会は、新しい相乗作用を生み出し、システム内の首尾一貫性を確保しようとするのみならず、そのテーマ別報告書の準備へのその寄稿を求め、それぞれの機関がお互いの専門知識から利益を受けことができることを目的としてきた。これら目標も、地域の女性人権機構と2回の合同会議を開催するための作業部会のその会期の利用を強調している⁹⁹。

その他のツール

66. 作業部会は、女性差別を撤廃する国家の人権責務に直接に関連している国内法の問題に関して国の裁判所の専門家に助言を提供するために、独自にまたは他のマンデート保持者と共同で、提出される法廷助言書を利用して来た¹⁰⁰。作業部会の専門知識は、出されてきた立場文書にも反映されており、これは幅広い誤解、思い違い、認識の誤り、基準の未開発の解釈があるかも知れない女性の権利の享受に影響を及ぼす選ばれた領域に関して概念上の明確化を提供することを求めている。今までのところ、立場文書は、国籍における女性差別¹⁰¹、姦通の犯罪化¹⁰²、女性の土地の権利¹⁰³及び女性の自治・平等・性と生殖に関する健康¹⁰⁴のような問題をカバーしてきた。これら文書は、特に作業部会は総会に報告しないので、テーマ別領域に重点を置くために利用できるスペースが限られていることを仮定すれば、特に貴重である。

67. 作業部会は、権利に基づく視点が、平等を達成し、差別を撤廃する世界的努力に組み入れられることを保障するために、女性の人権の領域での専門知識を関連世界プロセスに集中させてきた。独自にまたは他のメカニズムとの共同で、作業部会は、「持続可能な開発目標」の開発と達成のプロセスに貢献してきた¹⁰⁵。作業部会は、家庭の保護に関する人権理事会決議が家庭内における女性差別は国際人権法によって禁じられており、女性と女兒の真の平等は、自分の家庭で不平等に扱われているならば決して達成できないという理解

⁹⁹ www.ohchr.org/Documents/Issues/Womens/WG/HRMechanismWomens_Conceptnote.pdf 及び www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WG/outcome_document.pdf を参照。

¹⁰⁰ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/WGWomen/Pages/AmicusCuriaeaespx を参照。

¹⁰¹ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WG/DiscriminationAgainstWomenNationality.pdf を参照。

¹⁰² www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WG/AdulteryasaCriinalOffenceViolatesWomenHR.pdf を参照。

¹⁰³ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WG/Womenslandright.pdf を参照。

¹⁰⁴ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WG/WomensAutonomyEqualityReproductiveHealth.pdf を参照。

¹⁰⁵ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/WGcontributions_to_Post2025DevelopmentAgenda.pdf を参照。

に基づいていることを保障する継続中の努力において、特別手続きも導いてきた¹⁰⁶。

68. 作業部会は、ジェンダーの視点を主流化し、女性の人権を推進するという共通の目標を強化するために、その他の特別手続きマンデート保持者と協力しようとしてきた。例えば、作業部会は、女性の人権擁護者が直面している特別な問題に対処するために、人権擁護者に関する特別報告者との生産的で維持される協働にかかわってきた。作業部会は、その他の数名の特別手続きマンデート保持者の報告書にも寄稿し、一般勧告や一般コメントの作成のプロセスで、条約機関にその見解を提出してきた。

69. 作業部会は、女性と女兒によるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に関して女性の地位委員会によって開催される対話に定期的に貢献し、2018年には初めて、委員会の一般討論に正式に貢献した。作業部会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者と女子差別撤廃委員会議長に認められているような委員会の作業方法の下での正式の役割まだ割り当てられていないが、委員会の作業に貢献しようと粘り強く努力を払ってきた。

2. 学んだ教訓と改善の機会

70. 作業部会は、本報告書に含まれている結論と勧告で説明されるように、女性差別を撤廃し、ジェンダー平等を推進する際に、国際制度の制度的効果を高めるために取ることのできるいくつかの手段を明らかにしてきた。

71. 人権理事会決議 35/18 号の要請で、2018年に初めて制度化された女性の地位委員会における作業部会の正式なかかわりは、女性の人権に関する作業部会の専門知識をジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に捧げられている主要な世界的な政府間機関にもたらず際の重要な手段である。

72. さらに、作業部会のアンケートへの回答は、国家の中には作業部会が行っている全ての作業とすべてのステイクホルダーとかかわるために払っている努力について知らないところもあることを明らかにした。本報告書の目的の一つは、回答の中でのその作業と活動をもっと目に見えものにしてほしいとの国家の要請に従い、そのアウトリーチを改善する追加の方法を見つけることである。残念なことに、資金が限られているために、作業部会は、すべてのステイクホルダー、特に地域の人権メカニズムとの意味ある協力戦略またはその作業が相当に普及されていることを保障するアウトリーチ戦略を維持する際の課題を経験してきた。

D. マンデートの次年度のため夢を定める

73. 女性の権利を推進する際のかんりの業績にもかかわらず、女性が差別を受けない平等で正しい社会に向けた全体的進歩は、世界全体にわたって遅々として不均衡であった。女性の周縁化された集団は、依然として取り残されており、一方政治紛争と自然災害は、脆弱性の状況にある新しい女性を生み出して来た。最近の大衆迎合主義、外国人排斥、宗教的原理主義及び性差別主義は、自分の権利と尊厳のためにか多くの場で闘い続けている女性に複雑な課題を呈している。

74. 異常に課題の多い現在の状況は、すべての女性と女兒が平等を希求し、尊厳と尊重のある生活を送ることができるように、女性の人権を再び主張する必要性を強調している。この夢を達成するには、すでに遂げられた進歩を維持し、これに基づき、巻き返しを防ぐことに新たに重点を置くことが必要であ

¹⁰⁶ www.ohchr.org/Documents/Issues/Woen/WRGS/JointLetterPresidentHRCPPProtectionFamily.pdf を参照。

る。これは、世界の女性の権利の成就を評価し、遂げられた進歩を祝し、これから学び、女性の権利が依然として脆弱であり、攻撃されている領域に光を当てることを意味する。40年にわたる70か国からの調査は、女性の権利を推進する際の自治的なフェミニスト団体の役割をジェンダー平等政策の実施の最も重要な要因として認めてきた。従って、女性の人権擁護者と女性団体のために機能的環境を醸成することは、ジェンダー平等を推進するために極めて重要であり、積極的な変革を維持することが優先事項である。

75. 作業部会は、巻き返しを防止し、平等を再び主張する全体的枠組に導かれ、その年次テーマ別報告書で以下に概説されている領域に重点を置くであろう。

1. 取り残される女性: 自由を奪われた女性に関する事例研究で、蓄積し、重複し、重なり合う女性差別の原因と結果

76. 増加する不平等の状況で、作業部会は、特定の女性集団を周縁に押しやる社会的・経済的・政治的要素を調べて、重複し、重なり合う形態の女性差別の原因と結果を探求するであろう。作業部会は、基本的サービスへのアクセスの欠如、経済的不安定、意思決定における発言権の欠如、暴力に対する脆弱性及び司法へのアクセスの欠如を含めたある女性集団が経験する重複する剥奪の原因と結果も調べるであろう。女性が経験する重複する剥奪の原因と結果を説明するために、作業部会は、国家が最も周縁化されている女性の人権を保護できないことがどのように私的・社会的状況で拘束と投獄及びその他の幽閉を通してその自由の剥奪という結果となっているかについての事例研究を示すであろう。

2. 変化する仕事の世界で女性の権利を保護し、実現する

77. 作業部会は、非正規労働、増加する自動化、デジタル・プラットフォーム、いわゆるギグ・エコノミー及び職の不安定を含め、急速に変化する仕事の性質の状況での仕事の世界における女性の権利を調べるであろう。ここ数十年で、ますます多くの女性が世界中で有償労働にかかわっているが、この進歩は、女性の労働の賃金、条件、安全の改善とはマッチしてこなかった。開発途上国では、大勢の女性が非正規の脆弱な形態の雇用で働いており、無償のケア労働の問題は依然として世界的に課題である。組織的差別が、全世界でディーセント・ワークと職場での資格へのアクセスの欠如と職場でのセクシュアル・ハラスメントがますます認められようになっていることを含め、女性の働く権利の享受に対する全世界的な障害を呈し続けている。仕事の性質が急速に変化する状態で、女性の経済的権利には機会もあり、危険もある。

3. 危機と不安定の状況で性と生殖に関する健康と権利の優先を確保する

78. 作業部会は、危機の時に、女性の性と生殖に関する健康と権利をどのようにより良く保護できるかを調べるであろう。危機と不安定の時に---自然災害、紛争またはその他の緊急事態から生じるものであろうと---女性と女兒の性と生殖に関する健康と権利は、特に危険にさらされ、適切に認められず、望まない妊娠と出産中の死亡のより高い危険につながるという証拠が増えている。そのような状況では、子ども結婚、早期・強制結婚が増加することが知られており、女性は性暴力とその他の形態の暴力と搾取に対してより脆弱になる。作業部会は、紛争と緊急事態の状況で女性の性と生殖に関する健康を危険にさらす要因を調べ、危機に瀕しやすい世界で女性と女兒の性と生殖に関する健康と権利を保護するために必要な基準と好事例を定めようとするであろう。

4. 女兒と思春期の女子の権利を実現する

79. 作業部会は、受けるに値する包括的注意をまだ受けていない女兒の状況を調査するであろう。女兒と思春期の女子は、しばしば無視される重複し重なり合う形態の差別からユニークな課題に直面している。家庭と地域社会は、女兒を過小評価し、彼女たちから働きと機会を奪うジェンダー固定観念を永続化している。例えば、家庭は男児のように女兒の教育に投資せず、女兒はしばしば早期結婚を強制されている。早期結婚と女兒の身体の道具化は、しばしば女兒の健康と機会に取り返しのつかない結果を伴って、十代の妊娠という結果となる。報告書は、女兒と思春期の女子が直面する特別な障害と取り組むために、国内・国際政策と戦略における格差に対処する機会ともなるであろう。女兒が直面する人権侵害を明らかにすることは、女性の不平等のサイクルを理解するカギであり、一方、そのエンパワメントは、正しい社会とジェンダー平等の達成にとって唯一無二のものである。作業部会は、全世界で女兒が幼児期と思春期に直面する虐待と危険を明らかにし、この領域での基準を再び述べ、漸進的に開発するであろう。

5. 急速に変化する世界: 女性の権利実現のための新たな問題と戦略

80. 作業部会は、世界的状況で新しく出てきた問題とそれが女性と女兒の人権の実現に与えるインパクトを評価するであろう。特に作業部会は、女性の人権のレンズを通して、気候危機、急速な環境悪化、増加する不平等、技術の混乱、人口学的変化のようなより幅広い経済的・環境的・社会的傾向を調べるであろう。作業部会は、女性運動と女性の権利のための男性及びその他の行為者の説明責任を動員しつなげる技術の利用を高めるような女性の平等への権利を推進するための新しい戦略も調べるであろう。

81. このテーマ別取組を超えて、作業部会は、国際・地域人権機関との協力と透明を強化し、地域・草の根の団体とより密接に協力し、すべてのステイクホルダーへのそのアウトリーチを改善する努力を継続することにより、作業方法と作業部会の以前の委員の夢に沿うことを保障するつもりである。

III. 結論と勧告

A. 結論

82. ジェンダー平等と女性と女兒の人権の完全実現への道は、依然として遠く課題が多い。女性は国内及び世界的な政治的・経済的意思決定機関ではほとんど代表者がなく、脆弱な雇用と男性より給料の少ないところではしばしばあまりにも数が多く、その経済的自立を阻んでいる。女性は、広がった暴力、自分の身体の管理の欠如、自立の欠如に直面しており、あまりにもしばしば性的対象物とみなされている。生活のあらゆる領域で、権力と資格は未だに男性の手に集中している。重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性は、一層激しい不平等を経験している。可視的なものも不可視的なものも、直接・間接差別の継続する存在が、女性がすべての人間の進歩の指標のほとんどすべてで後れを取っている理由である。

83. 男女間の平等は、人間の闘いである。女性差別とその最悪の表れの一つジェンダーに基づく暴力をものともせず、すべての人々に行動を起こす責務がある。国際社会は、人権の原則を損ない女性の権利において遂げられた進歩を危険にさらすことに向けた驚くべき傾向と闘うために、ジェンダー平等に関する基準を設け、実施すことに向けて前進しなければならない。すべての人権運動の中での連帯と統一が極めて重要である。フェミニスト運動の中に大きな違いがあり、経験や視点や目的が様々であることは認める

が、ジェンダー平等に反対する原理主義者に対して団結するために、違いは克服され、目標は和解される必要がある。

84. ジェンダーを主流化しようとする努力は積極的手段となってきたが、国連システムが抵抗の核心に対処することを避け、分裂した政策を維持している限り不十分なままであろう。女性の生活のすべての分野で平等の相互依存性を認めることは、完全で永続的平等を達成するカギである。最も論点の少ない分野に重点を置く孤立したセクター別措置は、根強い差別の根本原因に対処するには不適切である。女性差別を撤廃することを目的とする国際メカニズムの統合力を改善する緊急の必要性、世界的リーダーシップとパートナーシップの必要性がある。

85. 国際人権機関と国連団体は、人権の法的枠組が損なわれていないことを保障するために、現在のバックラッシュを防ぐ必要がある。人権社会は、家父長的で差別的な規範、文化の誤用、間違っただ正当化としての宗教と国家主権を支持する国際人権スペースにおけるあらゆる立場を阻止するあらゆる努力を払うべきである。女性の人権は、文化的・宗教的・政治的配慮に従属させることのできない基本的権利である。

86. 宗教の自由がジェンダー平等に反してはならず、人権に基づく教育が、変革の主要な触媒として利用されるべきである。作業部会は、人権侵害と国際人権基準の巻き返しに対する妥協や寛容があってはならないことを繰り返し述べている。

87. 各国には女性の平等への権利を成就する法的責務がある。従って、この枠組のなかで女性差別の撤廃と女性のエンパワーメントに対す意識も説明責任もあることを確かめるために、加盟国の既存の人権責務を適用することが極めて重要である。国家には、女性の人権を尊重し、その権利が国家、その役人、民間企業、武装集団、または個人によって侵害されないことを保障するために相当の注意義務を行使する責務がある。女性が政治的・公的・経済的・社会的生活に完全に参画することができようにする法律と慣行における平等が、持続可能な開発の成功の重要な要因でもある。健康・教育・経済開発の点での差別的慣行のコストは、持続可能な開発に対する障害である。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の目標、ターゲット及び指標は、人権責務のレンズを通して解釈されなければならない。「持続可能な開発目標」は、女性差別の撤廃とジェンダー平等に関して進歩を遂げ、国家の人権責務を薄めことのない機会とみられるべきである。

88. 今日、人権社会は、これまで以上に民主的スペースを保存するために力を合わせる必要がある。女性に対するあらゆる形態の差別との闘いは、いたるところにいる女性が、公的・政治的・経済的・社会的・家庭的・文化的・宗教的生活と健康において、完全な平等を獲得するまで続かなければならない。一夫多妻制、子ども結婚、女性性器切除及び「名誉」殺人のような慣行は、民主的社会では居場所がない。女性の人権擁護者の声が、沈黙させられてはならない。

89. 女性の平等への権利が「世界人権宣言」に書かれてから 70 年、画期的な「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」ができてから約 40 年、女性の権利は人権の不可分の部分であることを「ウィーン宣言と行動計画」が確立して以来 25 年になる。作業部会は、即座の行動を要請している。つまり、やっと勝ち取った進歩を巻き戻すことが受け入れられないように、平等の達成を次世紀まで待つことは受け入れられない。女性差別撤廃を待つことに対する受け入れられる正当な理由はない。つまりこれは遅滞なく達成されなければならないとつくに期限の過ぎた政治公約である。

B. 勧告

90. 作業部会は国家に以下を勧告する:

(a)女性の平等への権利に高い可視性と最高の政治的優先権を与えること。

(b)女性差別を撤廃する責務が果たされるように、作業部会のテーマ別・国別報告書とそのコミュニケーションに含まれている勧告を法律と政策に組織的に統合すること。

(c)多くの女性と女兒が直面する重複し重なり合う形態の差別を考慮に入れ、伝統・文化・宗教を根拠に女性を差別する法律・慣行及び女性と女兒による行動または行為をもっぱらまたは不相応に犯罪化する法律を含め、すべての差別法と慣行を廃止すること。

(d)女性の権利の推進とジェンダー平等に捧げられた機関の設立・強化・投資を優先すること。

(e)女性の人権に対するバックラッシュと闘い、女性と女兒の権利を中心に据えて、法的拘束力のある人権責務に基づく断固とした対応ですべての反権利傾向と運動に抵抗するために、市民社会及びその他のステイクホルダーのために機能的・支援的環境を醸成すること。

(f)社会に誤解を与え、女性の権利とジェンダー平等を損なうために保守的ロビーが用いるジェンダー・イデオロギーを巡る話と闘うこと。

(g)文化・宗教・家庭の価値観は、女性と女兒の人権とは相いれないという事実に対する認識を推進し、女性と女兒の平等を、家庭内を含め、すべての国のあらゆる社会のレヴェルで保護され、尊重され、成就されなければならない国際的人権の基本的信条として認めること。

(h)すべての権利は普遍的で、不可分で、相互に依存しており、相互に関連しているという基本原則を推進・保護し続けること。

(i)自分自身の身体について決定を下し、避妊と妊娠中絶への安全で合法的で、料金が手頃なアクセスを含め、性と生殖に関する健康を享受できるように、包括的な性教育を受ける女性の権利の尊重を確保すること。

(j)公的・政治的・経済的意思決定とリーダーシップにおける女性の平等な代表者数を確保するために、一時的特別措置を通して、男女同数を確立すること。

(k)女性のディーセント・ワークへのアクセスを高め平等賃金を達成する戦略を開発すること。

(l)経済・社会活動において男性と平等な女性の参画を促進するケア労働のための社会的保護の下限を保障すること。

(m)女性と女兒の身体、役割り、能力についての差別的な社会規範と有害な固定観念と闘う措置を制度化すること。

91. 作業部会は、人権理事会が、資金と地域メカニズム、国内人権機関、地方の女性の権利団体を含めたその他の機関との協力の点で、必要としている援助とその可視性と国際制度にアクセスがないかも知れない草の根の行為者へのアウトリーチを高めための支援でそのマンデートの実施を可能にしてくれることを勧告している。

92. 作業部会は、国連システムが以下を行うことを勧告している:

(a)既存の国際法の保証が生活のあらゆる分野で平等への権利と差別を受けない権利を維持し、保守的または宗教的ロビーによって権利を奪おうとするすべての試みに抵抗すること。

(b)ジェンダー問題に関連する用語の価値を再び主張し、その誤用と闘うこと。

(c)すべての権利の不可分性と女性の生活のすべての分野で差別をなくすことの相互依存性を反映する統合された政策枠組を開発すること。

(d)女性の人権擁護者と草の根の団体が、効果的保護と市民社会のためのスペースが縮小する状況で、国連のフォーラムへの適切なアクセスを得ることを保障すること。

(e)女性の権利という大義に最もうまく役立つかに関して自問と説明責任練習に参加するようすべての関係機関に勧め、国連システムの改革プロセスの現在の状況内で、協力と相乗作用を強化し、制度の崩壊を明らかにし、どのようにこれを克服するかを勧告すること。

(f)国連でのジェンダー同数に向けた活動を継続し、ジェンダーの主流化の公約を現実のものにすること。

(g)作業部会が、その女性の地位委員会への公式報告を制度化し、委員会のそれぞれの会期に先立つ専門家グループ会議に参加することにより、委員会の作業に意味ある貢献ができることを保障すること。

(h)ますます多くのマンドート保持者がそのマンドートに関連して女性の権利の状況に完全な報告書を捧げてきたことを認めつつ、特別手続きが、女性の権利を真に主流化することを保障すること。

(i)少なくとも1回の年次会期を重なりあわせ、このようにしてより意味のある組織的な交換を可能にしようとする現在の努力を認め、女子差別撤廃委員会と作業部会との間コミュニケーションと協働をさらに制度化すること。

(j)協働と女性の人権の効果的推進と女性と女兒に対する差別の撤廃の効果的推進のためのさらなる考えを探求するために、国際・地域レベルで女性の権利と取り組んでいる全てのメカニズムと団体を集めて正式の高官会議を開催すること。

93. 作業部会は、市民社会が女性の権利を擁護する進歩的な運動の間の相乗作用を見出し、共通の優先事項を推進し、ジェンダー平等に反対する原理主義の行為者に戦略的に挑戦する目的で様々な目標を和解させるよう努力することを勧告している。

94. 作業部会は、国内人権機関が国内人権機構のユニークな立場を強化し、加盟国と国内人権メカニズムの間の橋渡しとして行動することを勧告している。

付録: 理事会への前回の報告書以来、作業部会委員として専門家が行った活動

1. 作業部会は、英国最高裁判所に、北アイルランドの妊娠中絶の犯罪化に関する行動説明書¹⁰⁷を提出

¹⁰⁷ www.ohchr.org/EN/Issues/Woen/WGWomen/Pages/AmicusCuriae.aspx を参照。

し、これは 2017 年 10 月 26 日に、裁判所に提出された。

2. 2017 年 12 月 3 日に、作業部会議長は、本会議中に、女子差別撤廃委員会との討論会を開催した。彼女は、作業部会の最近の作業のハイライトに関して委員会に説明し、特に女性の権利の進歩に対するバックラッシュの状況で協力・協働・調整をさらに強化する必要性を強調した。この会議は、年次合同会期の開催を通して効果的な協働のための方法をさらに探求することで合意した。

3. 2018 年 3 月 8 日の「国際女性の日」に当たって、作業部会の一人の委員が、女性の人権擁護者に関する「フェイスブック・ライヴ」の行事に参加した。

4. 作業部会の 2 人の委員は、CSW62 に出席した。作業部会は、人権理事会によって新しくマンデートを与えられて、初めて委員会の一般討論で正式に報告した。作業部会は、「北京宣言と行動綱領」実施の促進と 2030 年までに具体的成果を達成することに関する委員会の意見交換対話でも演説した。作業部会の委員たちは、被害者の権利アドヴォキットが開催した相談会、市民社会が開催した作業部会委員と「出会って挨拶する」、専門家グループ会議、政治における女性に対する暴力に関するサイド・イベント、世界と地域女性の権利メカニズムの間の協力の強化に関する相談会、国連人権機関における男女同数の達成・変革に対する男性の説明責任・バックラッシュの時代での女性の人権の提唱に関するサイド・イベントを含むその他のいくつかのイベントに参加した。女性に対する暴力に関する特別報告者、女子差別撤廃委員会議長、地域女性の権利メカニズムの代表者たちと共に、専門家たちは、国連事務総長とも会合を開いた。

5. 作業部会の一人の委員は、アトランタで 2017 年 12 月に開催された人権の推進に関する米国人権ネットワーク国内会議に参加した。彼女は、米国への国別訪問からの極度の貧困と人権に関する特別特別報告者の予備調査結果を討議するために、ニューヨーク大学での 2018 年 2 月のジェンダーと貧困戦略に関するパネル討論に参加した。彼女は、2018 年 3 月 26 日から 28 日までワシントン D.C. で開催された、性的指向・性自認・間性に関する米州人権委員会と人権と諸国民の権利アフリカ委員会及び国連人権メカニズムの間の合同テーマ別対話にも参加した。彼女は、2018 年 4 月 17 日から 18 日までイェール大学での CREA と世界保健正義パートナーシップが開催した「世界的な犯罪化と闘う：国連警察の身元確認・道徳・セクシュアリティ・身体的自治に関する学際的・集合的対話」に関する会議にも参加した。

6. 作業部会の一人の委員は、2018 年 3 月 27 日と 28 日に、アディスアベバでの開発への権利に関する特別報告者開催の国内協議会に参加し、アディスアベバで 2018 年 4 月 5 日と 6 日に開催されたアフリカの紛争状況での人権に関する人権と諸国民の権利アフリカ委員会開催の地域協議会に参加した。

7. 作業部会の一人の委員は、女性に対する暴力に関する特別報告者と共に、作業部会のマンデートに重点を置いた特別手続きに関する説明会に参加した。この会議は、2018 年 4 月 12 日に、ザグレブで開催された。

人権の視点からの女性と女兒に対するオンライン暴力に関する 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書

(A/HRC/38/47)

事務局メモ

事務局は、人権理事会決議 32/19 号に従って準備された女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の報告書をここに謹んで人権理事会に提出する。

I. 序論

1. 本報告書は、人権理事会決議 32/19 号に従って提出されるものである。マンデートの優先事項に従って(A/HRC/32/42 を参照)、Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、人権の視点から、女性と女兒に対するオンライン暴力と ICT によって促進される暴力を分析している。

II. 特別報告者の活動

2. 2017 年 10 月 5 日に、総会決議 69/147 号に従って、特別報告者は、女性に対する暴力に関する国際的な法的枠組の適切性に関して総会にテーマ別報告書を提出したが、その中で彼女は、女性に対する暴力に関する世界実施計画の策定を提案した。

3. 2018 年 3 月 12 日から 23 日まで、特別報告者はニューヨークで開催された CSW62 に参加したが、ここで彼女はステートメントを出し¹⁰⁸、女性に対する暴力に関連する問題に関するいくつかの高官パネル討論に出席した。女性の権利に関する国際・地域独立メカニズムの間の協力を強化し、制度化することに関するマンデートのイニシアティブの状況で¹⁰⁹、特別報告者は、「女性に対する暴力と差別を扱う世界・地域独立メカニズムの間の制度的協力」と「政治における女性に対する暴力と闘う」というテーマの協議会と高官パネル討論を開催し、副事務総長、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務局長、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の 2 名の委員、人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会議長、米州人権委員会会長と女性の権利に関する報告者、欧州評議会の女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに対する行動に関する専門家グループ会長及び「Belem do Para 条約」のフォローアップ・メカニズム専門家委員会会長の参加を得た。

4. 特別報告者とその他の女性の権利に関する国際・地域独立メカニズムは、女性に対する暴力に関する独立国際・地域メカニズムの間の協力を制度化するマンデートのイニシアティブに対する支援を繰り返して述べている事務総長との会合も開催した。

5. 2017 年 11 月 4 日に、バンジュールで、特別報告者は、人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会の第 61 回通常会期に参加し、「アフリカにおける性暴力とその結果と闘うことに関するガイドライン」の開始でステートメントを出した¹¹⁰。

¹⁰⁸ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/StatementCSW12March2018.pdf を参照。

¹⁰⁹ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/CooperationGlobalRegionalMechanisms.aspx を参照。

¹¹⁰ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、「人権と諸国民の権利アフリカ委員会第 61 回通常会期での女性に対する暴力に関する国連特

6. 2017年11月6日に、ワシントンD.C.で、特別報告者は、「女性に対する暴力に対処する包括的取組のための地域・国際メカニズム」というテーマに関する「Belem do Para 条約」のフォローアップ・メカニズムによって開催された行事に参加した。その翌日、彼女は、米州諸国機構事務総長の参加を得て、「女性と女兒に対する暴力に対処する包括的取組のための地域・国際メカニズム」に関する高官行事に出席した。

7. 2017年11月14日に、ジュネーヴで、マンデート保持者は、委員会の招待に基づいてマンデート保持者が積極的に参加した一般勧告第19号を更新する、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号の女子差別撤廃委員会による正式の開始に参加した。

8. 2017年11月27日に、特別報告者は、独立人権専門家のグループと共に、「国際女性に対する暴力撤廃デー」を記念して、セクシュアル・ハラスメントとレイプに重点を置いて、女子差別撤廃委員会が採択した新しい一般勧告に従って、国内行動計画を更新するよう各国に要請して、女性に対するジェンダーに基づく暴力を根絶するための呼びかけを出した¹¹¹。12月7日には、「ジェンダーに基づく暴力に反対する16日間のアクティヴィズム」キャンペーンと「国際人権デー」を記念して、特別報告者は、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害を防止する国際・地域・国内努力の強化、フェミサイド監視機構またはジェンダー関連の殺害観測所の全世界での採択に対するその呼びかけを繰り返した¹¹²。

9. 2018年2月25日から3月2日まで、コロンビアのボゴタで、特別報告者は、米州人権委員会の会期に出席し、ここで、彼女は、中央アメリカでの女性と女兒の性と生殖に関する権利に関する公聴会中にステートメントを出した。5月14日から18日まで、特別報告者は、そのマンデートに従って、犯罪防止刑事司法委員会の第27回会期に参加し、女性に対するジェンダーに基づく暴力とフェミサイドに関する様々な討論に出席した。

10. 特別報告者は、2017年12月11日から15日までバハマへの国別訪問を行い(A/HRC/38/47/Add.2を参照; Add.1も参照)、2018年4月11日から23日までカナダへの訪問を行った。検討期間中に、特別報告者は、他のマンデート保持者との合同を含め、そのマンデートの範囲内に当たる問題に関連して総計50以上のコミュニケーションに対処した。特別報告者は、他の人権メカニズムと共同で、いくつかのプレス・リリースとステートメントも出した。

11. 2017年11月25日に、2017年4月4日付の以前の書簡に続いて、特別報告者は、総会決議50/166で予想されているように、信託基金との協力を開始するために、国連女性に対する暴力撤廃行動支援基金の会長としての国連ウィメン事務局長に宛てて書簡を書いた。

III. 女性に対するオンライン暴力

A. 序論

12. オンライン及びICTが促進する形態の女性に対する暴力は、特に、毎日いたるところでのソーシャ

別報告者 Dubravka Simonovic によるステートメント」、2017年11月4日、プレス・リリース。

¹¹¹ OHCHR、「国際女性に対する暴力撤廃デー---11月25日」、プレス・リリース、2017年11月22日。

¹¹² OHCHR、「女性に対する暴力根絶16日間のアドヴォカシー及び国際人権デー」、プレス・リリース、2017年12月7日。

ル・メディア・プラットフォーム及びその他の技術アプリの利用と共に、ますます当たり前のこととなってきた(A/HRC/32/42 及び Corr.1)。今日のデジタル時代に、インターネットと ICT は、新しい社会的なデジタル・スペースを急速に生み出し、個人が出会い、通信し、相互に作用するやり方を変革しつつあり、これによりより一般的に社会全体を再編成している。この発展は、その関係を仲介するために広くニュー・テクノロジーを利用してその生活を始め、その生活のあらゆる側面に影響を及ぼしている新しい世代の女兒と男児にとって特に重要である。以下のセクションで、特別報告者は、人権の視点から、ニュー・テクノロジーとデジタル・スペースによって促進される女性に対する暴力の現象を検討している。

13. 女性の権利を含めた核心となる国際人権文書は、ICT の出現前に作成されたけれども、これらは、変革の可能性を持つ世界的でダイナミックな一連の権利と責務を規定しており、暴力を受けないで暮らす女性の権利、表現の自由への権利、プライバシーへの権利、ICT を通して分かち合われる情報にアクセスする権利及びその他の権利を含め、基本的人権の推進と保護において果たすべき重要な役割を有している。

14. 女性と女兒がインターネットにアクセスし利用する時、連続して重複し、再発し、相互に関連している形態のジェンダーに基づく女性に対する暴力の一部であるオンラインの形態と表れの暴力に直面する。インターネットと ICT の利益とエンパワーする可能性にもかかわらず、世界中の女性と女兒は、オンラインの有害で、性差別主義の、女性嫌いの、暴力的なコンテンツと行為に対してその懸念をますます唱えるようになってきている。従って、インターネットは、インターネットとその他の ICT のアクセスと利用に枠をはめる、広がった、組織的で構造的な女性と女兒に対する差別とジェンダーに基づく暴力のより幅広い環境の中で利用されつつあることを認めことが重要である。ICT のあらたな形態は、技術にアクセスする際に、新しい型のジェンダーに基づく暴力とジェンダー不平等を促進し、これが女性と女兒の人権とジェンダー平等を達成する能力を妨げている¹¹³。

15. この領域での用語は、いまだに発展しつつあり、一義的ではない。いくつかの公式の国連文書で、特に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」では、一般的で包摂的な用語 ICT に言及されており、一方その他の報告書では、「オンライン暴力」、「デジタル暴力」または「サイバー暴力」が用いられている。本報告書では、特別報告者は、最も包摂的な用語として「ICT が促進する女性に対する暴力」に言及しているが、より利用者に優しい表現として「女性に対するオンライン暴力」を主として用いている。彼女は、適宜、代用として「サイバー暴力」と「技術が促進する暴力」という用語のみならず、両用語を用いている。報告書でカバーされているオンライン暴力の多くの形態が女性にも女兒にも加えられていることを念頭に置いて、彼女は、女兒がしばしばこの形態の暴力の標的であることを認めつつ¹¹⁴、包摂的に「女性」という用語を用いており、これには適宜女兒も含まれている¹¹⁵。

¹¹³ 国際電気通信連合(ITU)、「2016 年 ICT の事実と数字」を参照。

¹¹⁴ 「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約」を参照。ジェンダー平等のための欧州機関、「女性と女兒に対するサイバー暴力」、2017 年も参照。

¹¹⁵ 女兒は本報告書の範囲外である子どもポルノに関する法律によっても保護されている。

16. 比較的新しい現象であり、その結果包括的なデータを欠いているが、23%の女性が生涯で少なくとも1度オンラインの虐待またはハラスメントを経験したと報告しており、10名中1名の女性が15歳以来何らかの形態のオンライン暴力を経験しているものと見積もられてきた¹¹⁶。

17. 規範的レベルでは、技術と女性の人権基準との間の相互作用は、オフラインで保護される人権はオンラインでも保護されるべきであるという原則を認めることを特徴としている¹¹⁷。女性の権利は人権であり、ジェンダーに基づく暴力の禁止は、国際人権法の原則として認められているので¹¹⁸、包括的な地域・国際条約・法律学・規範を通して開発された女性の人権は、ICTが促進するオンラインの形態でのジェンダーに基づく暴力の禁止を含め、オンラインで保護されるべきである。さらに、国家は、基本的人権が保護され、尊重され、成就されることを保障する積極的責務を確立してきた。

18. 女性の人権を保護し、「現実の世界」の公的・私的生活での女性と女兒に対する暴力を撤廃することは、依然としてインスタグラム、トゥイッター、フェイスブック、レディット、ユーチューブ及びタンブルのようなソーシャル・メディアのデジタル空間と世界中の多くの人々にとっていまは日常生活の一部となっているその他の携帯電話通信技術、マイクロ・ブロッギング・サイトとメッセージ・アプリ(ホワッツアップ、スナップチャット、メッセンジャー、ウェイボー、ラインのような)のように、広がっている世界的課題である。

19. この新しい世界的なデジタル空間は、女性の権利を含めたすべての人権のより迅速でより完全な推進と享受を確保する大きな可能性を有している。しかし、女性の人権を保護し、ジェンダー平等を達成するためにこの可能性を利用する力は、技術そのものにだけあるのではなく、多くはこのニュー・テクノロジーに人々がアクセスし利用する方法に依存している。人権に基づく取組やオンラインのジェンダーに基づく暴力の禁止なくしてICTを利用することは、社会における女性と女兒に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力を一層広げることにもなるかなりの危険がある。

20. デジタルの世界内でのコンテンツの容易いアクセス可能性と普及のために、社会的・経済的・文化的・政治的構造とオフラインでのジェンダーに基づく暴力を生じさせる関連する形態のジェンダー差別と家父長的パターンがICTで再生産され、時には増幅され、再定義され、一方新しい形態の暴力が現れる。新しい形態のオンライン暴力は、オンラインまたはデジタル・スペースの間の連続と相互作用で行われ、オフラインの現実からデジタルの環境で始められた行動を区別することはしばしば困難であり、またその逆でもある。ICTのこの発達段階で、女性と女兒に対する異なった形態のオンライン暴力が、国際人権枠組内で保護される女性の権利のみならず、情報へのアクセスを含めた表現の自由への権利、プライバシーとデータ保護への権利を支持しつつ、そのような暴力と闘い、防止するのに必要な法的及びその他の措置を通して対処されることが極めて重要である。

21. 本テーマ別報告書の目的は、他の形態の女性に対する暴力と根本原因が共通していて、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃のより幅広い状況で対処されるべき人権侵害としてのオンライン暴力とICTが促進する暴力を防止し、闘うための人権に基づく取組をどのように効果的に適用するかを理解するプ

¹¹⁶ 欧州基本的権利機関、「女性に対する暴力：欧州連合全域調査」、2014年を参照。

¹¹⁷ 人権理事会決議32/13号。

¹¹⁸ 女子差別撤廃委員会一般勧告第35号(第19号)。

ロセスを始めことである。

B. 女性と女兒に対するオンライン暴力と ICT に促進される暴力の定義、害悪、表れ

1. 定義

22. 女性に対する暴力は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその他の国際・地域条約によれば、一形態の女性差別であり、人権侵害である。これら条約によれば、女性に対する暴力には女性に対するジェンダーに基づく暴力つまり女性であるがために女性に向けられ、不相応に女性に悪影響を及ぼす暴力が含まれる。「女性に対する暴力撤廃宣言」第1条は、女性に対する暴力は、公的生活で起ころうとも、私的生活で起ころうとも、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、女性に身体的・性的・心理的害悪または苦しみを生じさせるまたはその可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為であるとさらに特定している。

23. 従って女性に対するオンライン暴力の定義は、携帯電話とスマートフォン、インターネット、ソーシャル・メディア・プラットフォームまたはeメールのようなICTの利用によって、女性であるがために、完全にまたは部分的に行われ、支援され、または悪化させられ、女性に不相応な悪影響を及ぼす女性に対するジェンダーに基づく暴力行為にまで拡大する。

24. 特別報告者の報告書は、女性と女兒にあらゆる形態のオンライン暴力を定義し、類型化しているのではないことに初めから留意することが重要である。人口知能(AI)を通じたデジタル技術とスペースの急速な発展は、必然的に女性に対するオンライン暴力の異なった新しい表れを生じさせるであろう。従って彼女は、いくつかの主要な懸念に対処し、彼女の注意を引いた女性と女兒に対するいくつかの現代の形態のオンライン暴力に光を当てることを目的としている。デジタル空間が姿を現し発展するように、これら領域に対する人権規範の適用と実施も発展して行かなければならない。特別報告者は、オンラインのポルノとビデオ・ゲームでの暴力のヴァーチャルな表れまたは暴力的な相互作用の環境は、本報告書の範囲外にあると考えている。

2. 害悪

25. オンライン暴力の結果とその様々な表れによって引き起こされる害悪は、女性と女兒が構造的不平等・差別・家父長制の状況で特定の汚名に苦しむことを仮定すれば、ジェンダーに特化している。オンライン暴力を受ける女性は、国際人権法で禁じられている有害で否定的なジェンダー固定観念を通して、しばしばさらに被害を受ける。インターネットは、ポルノ、性差別的ゲーム、プライバシーの侵害という形態で、女性と女兒に対する様々な形態の暴力の場となっている。インターネットを通して公的討議にかかわっている女性にとっては、ハラスメントの危険はオンラインで経験され、例えば、そのウィキペディア・プロフィールに人種差別的嫌がらせがポストされる状態で、女性の人権擁護者のギャング・レイプを呼びかける匿名の否定的キャンペーンがある。女性のICT利用者は、性差別的攻撃について公的に抗議してきた(A/HRC/21/50、パラ66)。

26. オンラインの暴力行為は、女性をインターネットから撤退させるかも知れない。ICTに基づく暴力を

受けた女性の 28%が、故意にオンラインでのその存在を減らしたことを調査が示している¹¹⁹。その他の共通する結果は、社会的孤立であり、それによって被害者またはサヴァイヴァーは、家族と友人も含め、公的生活から撤退し、安全に動きまわる自由を失うとき、移動性の制限となる。

27. 女性と女兒に対するオンラインの ICT が促進するジェンダーに基づく暴力行為には、女性に心理的・身体的・性的・経済的害悪または苦しみという結果となるまたはその可能性のあるそのような行為の脅しが含まれる¹²⁰。これらはそのような行為の規模と繰り返しのために程度の高い心理的害悪を引き起こすこともあり、被害者とサヴァイヴァーは鬱病、心配、恐怖を経験し、場合によっては自殺志向にまで発展するかも知れない。技術が促進する暴力は、経済的害悪のみならず、身体的害悪(自殺を含め)にもつながるかも知れない。場合によっては、身体的害悪の脅威が、性的に明確なイメージまたはビデオが被害者の住所のような私的情報と共に売春専門の広告サイトにポストされるとき、現実のものとなる。経済的害悪は、被害者のサイバー虐待の明確なイメージが数頁にわたる検索エンジンの結果をカバーする時に行われることもあり、恥と雇用者となる可能性のある人がこのイメージに気づくのではないかという恐れのために、被害者が雇用を見つけることを難しくし、雇用を見つけようとする事さえ妨げるかもしれない。害悪の危険は、オンラインのコンテンツ(女性に対する性差別的、女性嫌いの、品位を落とす、固定観念的描き方、オンライン・ポルノ)からも、行為(ソーシャル・メディアを通したいじめ、ストーキング、ハラスメント、脅し、アプリのトラッキング、プロフィール技術)からも生じる。

28. 女性はオンライン暴力によって不相応に標的にされており、その結果、深刻な結果にも不相応に苦しんでいる。女性の技術へのアクセスも、人種・民族性・カースト・性的指向・性自認と表現・能力・年齢・階級・所得・文化・宗教・都会と農山漁村の場のような多くのその他の要因に基づく重なり合う形態の差別の影響を受けている。こういった形態の差別は、単一の特定の独立した特徴の結果であるのみならずより厳しい結果を生じることにもなるこれらの間の相互作用の結果でもあるという点で重なり合っている。重複するアイデンティティを持つ女性は、しばしば、人種差別とヘイト・スピーチを含め、これら要因の組み合わせを根拠に、オンラインで標的とされる。女性の人権擁護者、議員を含めた政治家である女性¹²¹、ジャーナリスト¹²²、ブロガー¹²³、若い女性、民族的マイノリティに属する女性と先住民族女性¹²⁴、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーの女性¹²⁵、障害を持つ女性、周縁化された集団からの女性のようにある集団の女性は、特に ICT が促進する暴力の標的にされる(A/HRC/35/9 を参照)。

¹¹⁹ Japleen Pasricha、「インドにおけるオンライン『暴力』：ソーシャル・メディアでの女性とマイノリティに対するサイバー犯罪」、インドのフェミニズム、2016年。

¹²⁰ www.genderit.org/onlinevaw/countries から、女性に対するオンライン暴力に関する進歩的コミュニケーション協会のウェブページを参照。

¹²¹ 列国議会同盟、「性差別主義、ハラスメント及び女性議員に対する暴力」、問題説明文書、2016年10月。

¹²² オンラインとオフラインでの性差別と暴力及びジェンダーに基づく差別と暴力、脅し、ハラスメントを含めた仕事を遂行する際の女性ジャーナリストに対する明確な攻撃を明確に非難している人権理事会決議 33/2 を参照。

¹²³ OSCE、「表現の自由に対する新しい課題：女性ジャーナリストに対するオンラインの虐待と闘う」(2016年)、5頁。

¹²⁴ 進歩的コミュニケーション協会、「エロティクス：性・権利・間性」、2011年；Jane Balley 及び Sara Shayan、「行方不明で殺害された先住民族女性の危機：技術的側面」、女性と法律カナダ・ジャーナル、第28巻、第2号(2018年)を参照。

¹²⁵ Witness Media Lab、「憎悪を捉える：Eyewitness Videos Provide New Source of Data on Prevalence of Transphobic Violence(2016年)。

29. 女性の人権擁護者、ジャーナリスト、政治家は、その活動のために直接標的にされ、脅され、いやがらせを受け、殺されさえする。彼女たちは、普通女性嫌いの性質のしばしば性的なジェンダーに特化したオンラインの脅しを受ける。これら脅しの暴力的性質は、しばしば、自己検閲に繋がる。偽名を使う者もあれば、その職業生活と名声に有害なインパクトを与えかねない取組であるオンラインのプロフィールを低く保つ者もある。オンライン・アカウントを停止し、働かなくし、または永久に削除し、職をすっかり辞めてしまう者もある。究極的に、女性ジャーナリストとメディアの女性に対するオンライン虐待は、公的生活における女性の可視性と完全参画への直接的攻撃である¹²⁶。加害者の匿名性が、さらに暴力の恐怖を高め、被害者が不安感を抱き困惑を経験するという結果となる。個人に与えるインパクトに加えて、オンラインと ICT が促進するジェンダーに基づく暴力の主要な結果は、ジェンダーに基づく暴力の加害者の広範な刑事責任免除を仮定すれば、オンラインでもオフラインでも、女性がもはや安心できない社会である¹²⁷。女性に対するオンライン暴力は、暴力を受けずに生活し、オンラインに参加する女性の権利を侵害するのみならず、民主的な権利行使とグッド・ガバナンスを損ない、従って民主主義の赤字を生み出す。

3. 表れ

30. 多くの形態のオンライン暴力は、まったく新しいものではないが、これらは多くの形態を取り、攻撃者が標的とする女性との接触、並びに二次被害も促進する急速に広がっている(「ウイルス」)と世界的な検索性と根強さ、情報の再生可能性とスケイラビリティのような ICT の型の特異性のために重複して、様々に女性と女兒を標的にしている¹²⁸。技術は、被害者への害を増幅するための匿名のプロフィールの利用を通して物理的接触なしに、国境を越えて長距離にわたって加えることができるものへとジェンダーに基づく暴力の多くの形態を変えてきた。あらゆる形態のオンラインのジェンダーに基づく暴力は、女性を支配し、攻撃し、家父長的規範、役割り、構造、及び不平等な力関係を維持し強化するために用いられている。これは、暴力、脅し、ハラスメントがジェンダー平等とフェミニズムに関連するスピーチまたは表現に続くとき、または女性の権利擁護者がその活動のために標的にされる場所で特に明らかである。

31. ICT は、デジタルの脅しを行い、身体的・性的暴力、レイプ、殺害、望まない嫌がらせのオンライン・コミュニケーションの脅しまたは身体的に女性に害を与えるようにとの他人の奨励さえ含めたジェンダーに基づく暴力のそそのかしのための道具として直接的に利用されるかも知れない。ICT は、名声を傷つける嘘の普及、スパムや悪質なウイルスという形態での電子サボタージュ、オンラインでの被害者の偽装、虐待的な e-メールやスパムの送信、ブログのポスト、ツイート、またその他の被害者の名前でのオンライン・コミュニケーションにもかかわるかも知れない。ICT が促進する女性に対する暴

¹²⁶ 欧州安全保障協力機構(OSCE)メディアの自由代表事務所、*表現の自由の新たな課題: 女性ジャーナリストに対するオンライン虐待と闘う* (OSCE、ウィーン、2016年)、及びジャーナリスト保護委員会、*報道への攻撃*、2016年版、全世界ジェンダーとメディアの自由。

¹²⁷ インターネット・ガバナンス・フォーラム、ジェンダー・アクセスに関する好事例フォーラム、2016年。

¹²⁸ Danah Boyd、「ネットワーク化された大衆としてのソーシャル・ネットワーク・サイト: 意味・力学・含蓄」、*ネットワーク化された自己: ソーシャル・ネットワーク・サイトでのアイデンティティ、地域社会、文化中*(ルートレッジ、ニューヨーク、2011年)、39-58頁。

力は、職場¹²⁹またはいわゆる「名誉に基づく」暴力または親密なパートナーによるドメスティック・ヴァイオレンスという形態でも行わるかも知れない。自分のオンラインでの虐待について声を上げる女性は、その状況の通報を妨げることを目的とする中傷のような法的手続きで頻繁にますます脅されている。そのような行為は、ドメスティック・ヴァイオレンスと虐待のパターンの一部となるかも知れない。

32. ICT のツールは、女性と女児の人身取引のためのまたは彼女たちを人身取引の状況に無理強いするツールとしても利用される。虐待者は、被害者が関係を離れたり虐待を通報して裁判所でその法的権利を追求したりすることを防ぐために被害者を支配する力を維持するためにオンラインでの私的情報を暴露すると脅すかも知れない。

33. 「ドクシング (晒し)」、「セックストーション(性的脅し)」、「トローリング(挑発的書き込み)」のような ICT 関連の名前を持つ女性に対する新たな形態の暴力がたくさんある。ある形態の女性に対する暴力はオンライン・モビング(モラルハラスメント)、オンライン・ストーキング、オンライン・ハラスメントのように、「オンライン」という接頭語を持つ。親密な関係のコンテンツの同意を得ない配布(リヴェンジ・ポルノ)のような新しい形態の暴力も、発達してきた。

34. 女性に対するオンライン暴力は、性的イメージ、オーディオ・クリップ、ビデオ・クリップ、フォトショップで加工されたイメージを含め、同意を得ない私的データ、情報とコンテンツ、ポルノやビデオのアクセス、利用、操作、普及または分かち合いのように、異なった形態で、異なった手段を通して現れるかも知れない。

35. 「セックストーション」は被害者を脅すための ICT の利用を言う。このような場合には、加害者は、被害者からさらに明確な写真、ビデオ、性行為またはセックスを取り立てるために、被害者の親密な写真を公表すると脅す。

36. 「ドクシング」とは普通被害者がセックスを誘っているとほめかして(同意なしにある個人についての個人的に誰だともわかる情報を調査したり放送したりして、時にはハラスメントまたはその他の目的で「現実の」世界にその女性をさらす意図をもって)、悪意を持ってインターネット上に接触の詳細のような私的情報を公表することを言う。これには、加害者によって取り戻された個人情報とデータが悪意を持って公表される状況が含まれ、プライバシーへの権利に明確に違反している。

37. 「トローリング」は、メッセージをポストする際に、困らせ、挑発し、女性と女児に対する暴力をそそのかす目的でのイメージ、ビデオまたはハッシュタグ(#)の作成より成る。多くの「トロール」は匿名で、ヘイト・スピーチを生むために偽りのアカウントを用いている¹³⁰。

38. オンライン・モビングとハラスメントは、ソーシャル・プラットフォームのモビングまたはハラスメントのオンラインの相当物、チャット・ルームのインターネット、インスタント・メッセージング及び携帯通信を言う。

¹²⁹ 国際労働機関、「仕事の世界での男女に対する暴力とハラスメントをなくす」、第 107 回国際労働総会、2018 年。

¹³⁰ Instituto de las Mujeres del Distrito、Programa Annual PAIMET2016: "CDMX Ciudad Segura y Amigable para las Mujeres y las Nidas"、20 頁。

39. オンライン・ストーキングは、いたずら電話またはオンライン・アプリ(ホワッツ・アップのような)またはオンライン・チャット・グループでの私的会話という形態で、携帯電話またはメッセージング・アプリによって加えられる繰り返される個人の嫌がらせである¹³¹。

40. オンライン・セクシュアル・ハラスメントは、特に脅しの、敵意ある、品位を落とし、辱める、腹立たしい環境を醸成することにより、人の尊厳を侵害する目的と結果を持つ何らかの形態のオンラインでの望まれない言語的または非言語的な性的性質の行為を言う。

41. 「リヴェンジ・ポルノ」は、被害者を辱め、汚名を着せ、害を与える目的で、同意を得てまたは同意なしに獲得した親密なイメージの合意のないオンラインでの普及より成る。

42. すべての上記形態のオンライン暴力は、全世界に配布でき、簡単には削除できない永久的なデジタル記録を生み出しており、これが被害者のさらな被害化という結果になるかも知れない。関連データと調査は、ほとんどの場合、オンライン暴力はジェンダーに中立的な犯罪ではないことを示してきた。実際、オンライン暴力のジェンダーの側面の調査は、親密なイメージの合意のないデジタル配布によって被害を受ける者の90%が女性であることを示している¹³²。

C. 国際人権枠組の女性と女兒に対するオンライン暴力への適用

1. 女性と女兒に対するオンライン暴力に対処するソフト・ローの開発

43. 過去10年で、女性の権利と女性に対する暴力に関する国際人権枠組におけるオンラインのジェンダーに基づく暴力に対する理解と承認において、重要なソフト・ローの開発があった。

44. オンラインのジェンダーに基づく暴力の問題は、女性に対するあらゆる形態の暴力に関する事務総長の詳細な調査(A/61/122/Add.1 及び Corr.1)で2006年に初めて対処されたが、その中で事務総長は、ICTの利用についてのさらなる調査が、新たな形態の暴力が認められ、より良く対処できるように、必要とされると述べた。

45. 人権理事会は、その決議20/8号で、人々がオフラインで有するのと同じ権利がオンラインでも保護されなければならないと明確に述べている。権利を可能するものとしてのインターネットとデジタル技術及びオフラインで有する権利の延長としてのデジタル空間の考えは、特にジェンダーに基づく暴力に関してデジタル技術がどのように女性と女兒の権利にインパクトを与えるかに関する討論のための道を拓いた¹³³。

46. 2013年に、女性の地位委員会は、その合意結論で、女性をエンパワーし、女性と女兒に対する暴力と闘うメカニズムを開発するために、ICTを利用するよう各国に要請した(E/2013/27を参照)。

47. 2013年に、総会は、その決議68/181号で、女性の人権擁護者が危険にさらされており、国家及び非国家行為者によって、オンラインでもオフラインでも行われる暴力を受けているという重大な懸念を表明することによりさらに先を行き、相当の注意義務を行使して、速やかに加害者を裁判にかけるよう

¹³¹ <https://genderingsurveillance.internetdemocracy.in/>を参照。

¹³² www.cybercivilrights.org より、サイバー市民権イニシアティブのウェブサイトを参照。

¹³³ 進歩的コミュニケーション協会及び Hives、「2013年世界情報社会監視機構：女性の権利、ジェンダー及びICT」、2013年。

各国に要請した。

48. 2015年に、人権理事会は、その決議29/14号で、ドメスティック・ヴァイオレンスには、サイバーいじめとサイバーストーキングのような行為が含まれることもあることを認め、それによって女性に対する暴力の連続の一部としてオンラインによるジェンダーに基づく暴力の枠付けを強化し、ドメスティック・ヴァイオレンスに直面している者を含め、女性と女兒の人権を保護し、推進する主たる責任を国家が有していることを認めた。

49. 2016年に、総会は、その決議71/199号で、デジタル時代には女性がプライバシーへの権利侵害の悪影響を特に受けることを認め、防止措置と救済策をさらに開発するようすべての国家に要請した。2017年に、人権理事会は、その決議34/7号で、デジタル時代のプライバシーへの権利侵害が、すべての個人に悪影響を及ぼすかも知れないと述べて、この呼びかけを再確認した。

2. 女性と女兒に対するオンライン暴力に適用できる国際人権法

(a) ジェンダーに基づく暴力を受けずに暮らす権利

50. 国際・地域人権機関は、女性に対するオンライン暴力を含めた女性に対するあらゆる形態の差別と闘い、すべての女性の暴力を受けない権利を含め、その人権を保護する国家の責務を定めている。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「女性に対する暴力撤廃宣言」及び「北京宣言と行動綱領」のような核心となる女性の権利文書が、インターネットとICTの発達の前にあり、その結果、女性に対する新しい形態のオンライン暴力より前にある。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、女子差別撤廃委員会によって漸進的に分析されており、委員会はいくつかの一般勧告と最終見解で、ICTが促進する女性に対する暴力に対処してきた。司法への女性のアクセスに関するその一般勧告第33号(2015年)で、委員会は、女性のエンパワーメントのためのデジタル・スペースとICTの重要な役割を認めた。さらに、女性に対しジェンダーに基づく暴力に関するその一般勧告第35号(2017年)で、委員会は、女性と女兒に対する現代の形態の暴力がその再定義された形態で行われる場として、インターネットとデジタル・スペースのような技術が仲介する環境に「条約」が完全に適用できることを明確にした。さらに、委員会は、女性についての社会的・文化的固定観念を変革する際のICTの重要な役割と司法へのアクセスにおいて女性の効果と効率を確保する際のその可能性を強調した(農山漁村女性の権利に関する一般勧告第34号(2016年)を参照)¹³⁴。教育への女性と女兒の権利に関するその一般勧告第36号(2017年)で、委員会は、特に教育への権利に関連して、女兒がいかにサイバーいじめの悪影響を受けているかも認めた。ICTとソーシャル・メディアが、情報と教育へのアクセスを高めなければならないその可能性を認めて、各国は、包括的な女性の人権教育を含め、教育プログラムを開発し、実施するべきである。

51. 地域レベルでは、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州評議会条約」で、評議会加盟国は、表現の自由を相当に尊重して、女性に対する暴力を防止することを目的とする政策の実施に参画し、性的または暴力的性質の虐待的なオンラインのコンテンツに対処する方法に関して、利用者のための教育プログラムを推進するように民間セクターを奨励するよう

¹³⁴ Carly Nyst, 「女性に対する技術関連の暴力: 最近の法的傾向」、漸進的コミュニケーション協会、2014年5月。

各国に明確に要請している。

(b)ジェンダーに基づく暴力を受けずに暮らす権利と表現の自由と情報へのアクセスの権利

52. 「世界人権宣言」の第 19 条と「干渉を受けずに意見を持ち、メディアを通してまた口頭・文書・印刷物・美術の形態の領域にかかわりなく、または自分の選ぶその他のメディアを通して、情報と考えを求め、受け、伝える」万人の権利を保証している「市民的・政治的権利国際規約」の第 19 条に書かれている表現の自由は、検閲またはその他の干渉なくインターネットで自由に情報を求め、受け、伝える権利を含め、ICT とインターネットを利用してデジタル空間で今では行使される。しかし、表現の自由は、女性に対するオンライン暴力を含め、差別、敵意、暴力をそそのかすために意図された文言またはその他の形態の表現を正当化するために引き合いに出すことができないことを仮定すれば、絶対的な権利ではない(「市民的・政治的権利国際規約」第 20 条(2))。オンライン暴力から女性を保護することを意図しているか国際人権枠組に従って注意深く立案されていない法律は、その他の人権に否定的な副作用を与えるかも知れず、例えば、意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者は、国家が課するコンテンツの制限は、法律によって規定され、「規約」の第 19 条パラグラフ 3 に述べられている目的の一つを追求し、必要性和均衡の原則を尊重しなければならないことをすでに指摘している(A/HRC/17/27、パラ 24 及び A/66/290、パラ 15)¹³⁵。マンドート保持者との共同声明で、特別報告者は、オンラインのジェンダーに基づく虐待と暴力が国際法の下での平等の基本原則を攻撃するものであることを以前に強調し、ジェンダーに基づく暴力のないインターネットが、女性のエンパワーメントを強化することを強調した。女性被害者とサヴァイヴァーが、国家と民間セクターが女性に対するオンライン暴力を撤廃するために協力し相当の注意義務を行使して初めて達成できる透明性のある迅速な対応と効果的な救済策を必要としているという事実も強調された¹³⁶。

53. 情報へのアクセスには、ICT へのアクセスが含まれるが、これはしばしば、女性の人権の完全享受を妨げる ICT へのアクセスと利用に関連するジェンダー不平等またはジェンダー・デジタル格差、つまりジェンダーに基づく女性差別を特徴とする。女性の ICT へのアクセスは、その表現の自由への権利の一部であり、政治的意思決定に参画する権利と非差別の権利のようなその他の基本的人権の成就に必要である。

54. 国際電気通信連合(ITU)によれば、2013 年から 2017 年までの間に、インターネットを利用している女性の割合は、全世界でインターネットを利用している男性の割合よりも 17%低かった。2017 年に、世界的な男性のインターネット浸透率は、女性の 44.9%に比べて、50.9%であった。2013 年以来、ほとんどの地域でジェンダー格差は狭まっているが、アフリカでは広がっている。アフリカでは、インターネットを利用している女性の割合は、男性の割合よりも 25%少ない。後発開発途上国では、7 人中わずか 1 人の女性が、男性 5 人に 1 人に比べて、インターネットを利用していた¹³⁷。

¹³⁵ この点では、www.ochr.coe.int/Documents/FS_Hate_speech_ENG.pdf より閲覧できるヘイト・スピーチに関する欧州人権裁判所のファクトシートも参照。

¹³⁶ OHCHR、「国連専門家、オンラインのジェンダーに基づく虐待に対処するが、検閲には気を付けるよう各国と会社に要請」、プレス・リリース、2017 年 3 月 8 日。

¹³⁷ ITU、2017 年 ICT の事実と数字(www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Documents/facts/ICTFactsFigures2017.pdf より閲覧可能)。

55. この点で、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、ICT の広がり と世界的な相互接続性が人間の進歩を促進し、デジタル格差を埋め、知識社会を発展させる大きな可能性を有していることを認めている。「持続可能な開発目標 5」の下で、とりわけ公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃を通してジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成し(ターゲット 5.2)、女性のエンパワーメントを推進するために、機能的技術、特に ICT の利用を強化する(ターゲット 5.9)という目標が設定されている。さらに、「目標 9」ターゲット c は、2020 年までに後発開発途上国で、ICT へのアクセスをかなり増やし、インターネットへの普遍的で料金が手頃なアクセスを提供するよう各国に要請している。同様に、女子差別撤廃委員会は、農山漁村女性の権利に関するその一般勧告第 34 号(2016 年)で、ICT が女性の人権の実現にカギとなる役割りを果たし、国家には ICT セクターにおいてジェンダー平等を改善し、推進する責務があることを強調した¹³⁸。地域レベルでは、「アフリカ諸国の女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」の「議定書」第 17 条が、「女性は良好な文化的状況で暮らし、文化政策の決定のあらゆるレベルに参画する権利を有するものとする」と述べている。

56. さらに、人権の視点からジェンダー・デジタル格差を埋める方法に関するその報告書の中で、国連人権高等弁務官は、女性に対するオンライン暴力が、オフラインでのジェンダー差別と暴力のより幅広い状況で扱わなければならないと、国家は適切な法的措置を制定し、この現象に対処する適切な対応を確保しなければならないことを強調した。

(c)ジェンダーに基づく暴力を受けずに暮らす権利とプライバシーとデータの保護への権利

57. 「世界人権宣言」の第 12 条と「市民的・政治的権利国際規約」の第 17 条で認められているように、プライバシーへの権利は、デジタルの環境で課題とされて来た。データ保護の規範も、プライバシーへの個人の権利にインパクトを与える国家と非国家行為者の調査、解読、マス・データの収集と利用の能力を高めてきた ICT 革新によって課題とされてきた。多くの形態のオンライン暴力は、女性と女兒のプライバシーへの権利を侵害するジェンダーに基づく暴力の本質的行為であり、例えば、性的なものにされ、女性を辱め、恥をかかせ、汚名を着せるために作られてきた親密な写真またはフォトショップで加工されたイメージの同意のないオンラインでの公表またはポストは女性のプライバシーへの権利と暴力を受けないで暮らす権利の侵害である。

58. 最近の報告書で、プライバシーに関する特別報告者は、デジタル機器によって可能となるドメスティック・ヴァイオレンス、幼い子どものプライバシーに対する危険、問題解決のための段階的手法に埋もれているジェンダー及びその他の偏見を含め、より脆弱な人々に対するサイバー暴力を調べる必要性を強調した(A/HRC/37/62)。

59. 仲介業者やその他の企業によるますます大量のデータの収集と保存が増えている状態で、プライバシーの保護は極めて重要である。2013 年に、総会は、その決議 68/167 号の場合のように、コミュニケーションの調査と傍受が人権に与えるかもしれない否定的インパクトについて深い懸念を表明してきた。大量のデータを収集し保存している会社は、データ・バンクのように、その顧客の個人データを保

¹³⁸ Carly Nyst, 「暴力をなくす: 女性の権利とオンラインの安全性、技術関連の女性に対する暴力: 最近の法的傾向」、漸進的コミュニケーション協会、2014 年 5 月。

護する責任を担っている。欧州連合が採択した「一般データ保護規則」は、特に喪失や暴露に対して消費者の個人データやプライバシーを保護する合理的なデータ保護措置を実施するよう会社に要請している。これは、居住者からの個人データを収集し処理している国際会社のみならず欧州連合のすべての会社に適用できると仮定して、治外法権も主張している。

60. 解説と匿名性が、別々にまたは一緒になって、表現の自由を保護し、領域にかかわらず情報と考えを求め、受け、伝える自由を促進するプライバシーの地帯を生み出す。オンラインの匿名性は、身元を明らかにされずに情報を求め、連帯を見出し、意見を支持したり分かち合ったりできようにするという点で、差別と汚名の危険にさらされている女性とその他の者にとっての重要な役割である。これは、その性的指向と性自認に基づいて差別や迫害に直面している個人にとって特に言えることである (A/HRC/29/32 を参照)。

61. 関連する問題に関して、*グーグル対スペイン事件*と普通言われる欧州連合の司法裁判所による最近の判決は¹³⁹、被害者の「忘れられる権利」を確立したが、これによると、個人の名前に関連するデータがデータ処理の目的にとっては「不適切、無関係、またはもはや関連性がない」時、及びもし情報が公的數字に関係していないかまたは公共の利益にならないならば、その名前を含む検索条件に基づいて生み出される検索結果から個人は削除されることを要求できる。

3. 女性と女兒に対するオンライン暴力を防止し、闘う国家の人権責務

62. 国家には、国家も非国家機関も女性に対する差別または暴力行為にかかわることを控えることを保障する人権責務がある。国家には、国家そのものの機関によって加えられる暴力に関して直接的な責任がある。国家には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第2条(e)に従って、インターネット仲介業者のような民間の会社によって行われる女性に対する暴力行為を防止し、捜査し、罰するための相当の注意義務がある。「女性に対する暴力撤廃宣言」の第4条(c)によれば、国家は、女性に対する暴力行為を防止、捜査し、罰するために相当の注意義務を行使すべきである。

63. 一般勧告第35号(2017)の下で、女子差別撤廃委員会は、女性に対する暴力を含めたあらゆる形態の差別を撤廃し、あらゆる形態の暴力に対する責任を取るためのあらゆる適切な措置を取るよう企業と多国籍企業を含めた民間セクターを国家が奨励することを勧告した。女子差別撤廃委員会は、オンラインのソーシャル・メディアが、ジェンダー固定観念の根絶に重点を置くメカニズムを創設し、強化し、そのプラットフォームで行われるジェンダーに基づく暴力をなくすよう奨励されるべきであると続けている。

64. 暴力が領土の限界と国家の管轄圏を超えて加えられるという事実も法律執行機関を含めた政府が加害者を明らかにし、捜査し、訴追し、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーに救済策を提供することを困難にしている。国家間の治外法権的協力も必要とされるかも知れない¹⁴⁰。

65. より特化して言えば、国家の責務は、以下に説明するように、いくつかのカギとなる領域に関係し

¹³⁹ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TT/?uri=CELEX%3A62012CJ0131> を参照。

¹⁴⁰ 女子差別撤廃委員会一般勧告第35号を参照。

ている¹⁴¹。

(a) 防止

66. 防止には、女性に対する暴力の形態として、女性と女兒に対する ICT が促進する暴力に対する意識を啓発し、違反を止め、再発を防止するために利用できるサービスと法的保護に関する情報を提供する措置が含まれる。国家には、規制手段であれ、奨励策の利用であれ、国家が影響力を行使するインターネット仲介業者による海外で行われる人権侵害を防止するために必要なあらゆる手段を取る責務がある¹⁴²。

(b) 保護

67. 女性に対するオンライン暴力の被害者を保護する責務には、元の資料またはその配布の撤廃を通してジェンダーに基づく有害なコンテンツの即時除去のための手続きの確立が含まれる。保護には、国の裁判所の命令及びインターネット仲介業者の速やかな介入という形態で、即座の司法行動も必要であり、治外法権的協力も必要となるかも知れない¹⁴³。これには、法的援助サービスのようなサヴァイヴァーのためのアクセスできるサービスの提供が含まれる。保護には、個人が苦情を申し立てるために名乗り出ない場合でさえ、オンライン暴力の表れを含め、あらゆる形態の暴力を根絶するための積極的行動を取る国家の責務も含まれる(例えば、オンライン・フォーラムが普通女性に対する暴力を提唱している場合)¹⁴⁴。

(c) 訴追

68. 訴追は、加害者の捜査と手続きの制度化より成る。法律執行機関は、しばしば女性に対するオンライン暴力を過小評価し、その行動は残念ながらも、これら事件を扱う際の被害者を責める態度を特徴とする。この態度の結果は、沈黙の文化と女性が責められることを恐れて声を上げたからない通報不足である。女性被害者が通報することに成功して捜査してもらう時でさえ、女性たちは、裁判官(司法制度、治安判事、裁判官を含めた)の技術的知識と能力の欠如によって提起されるさらなる障害に遭遇する。さらに、訴訟費用が、多くのサヴァイヴァー、特に比較的貧しい女性が裁判所で事件を追求することを妨げる。従って、最初に対応する者---インターネット仲介業者、警察、ヘルプラインを含め---、裁判官及び規制者の対応が、女性の経験の現実の忠実な描写を達成し、司法と救済策へのアクセスを促進するために評価されることが極めて重要である。

(d) 懲罰

69. 懲罰には、必要で罪に釣り合った制裁によりその犯罪に対して加害者を罰する責務が伴う。適切な懲罰の確実性は、女性と女兒に対する ICT が促進する暴力は許されないというメッセージを伝え、これ

¹⁴¹ Zarizana Abdul Axix 及び Janine Moussa、「相当の注意義務枠組: 女性に対する暴力撤廃に対する国家の説明責任」、相当の注意義務プロジェクト、2014年; Zarizana Abdul Axis、「女性に対するオンライン暴力に対する相当の注意義務と説明責任」、APC 問題文書、2017年; インターネット・ガヴァナンス・フォーラム、ジェンダー・アクセスに関する好事例フォーラム、2016年を参照。

¹⁴² 女子差別撤廃委員会一般勧告第35号。

¹⁴³ 例えば、*Sabu Mathew Gorge* 対インド連合他事件の場合、インド最高裁判所、2017年12月13日を参照。

¹⁴⁴ 「Incel': Reddit、独身主義に対して女性を非難する女性嫌い男性集団を禁止」、ガーディアン、2017年11月8日を参照。

は、しばしば、国の当局から効果的な対応を受けことがなく、加害者に対する刑事責任免除の文化を認識している女性にとって特に重要である¹⁴⁵。

(e) 矯正・賠償・救済策

70. ほとんどの場合、ジェンダーに基づく暴力の被害者は、市民的救済策として賠償を認められ、短期的・中期的・長期的に生活を再建するための必要に加えて、加えられた量的損失、傷害、非量的損失をカバーする財政的補償が含まれる。補償措置には、象徴的・物質的・個人的・集団的措置を組み合わせ、状況と被害者が唱える主張により、原状復帰、リハビリ、満足、再発防止の形態のみならず、有害コンテンツの即時除去も含まれる。有害なコンテンツの公表を防止する即座の命令も含まれるべきである。

(f) 仲介業者の役割

71. インターネットの規制とガバナンスにおける民間の仲介業者の役割は、オンラインのジェンダーに基づく暴力が普通、多くの管轄圏にわたって頻繁に利用されている私的に所有されているプラットフォームで行われることを仮定して、漸進的に監視されてきた。インターネット仲介業者は、相互作用のためのデジタル空間を提供する際に中心的役割りを果たしているため特別な人権責務を有している。しかし、これら責務は、国際的な人権枠組の下で完全には対処されておらず、例えば、「企業と人権の指導原則」が人権一般を尊重する企業の責任を確認しているが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」またはその他の女性の権利条約には直接言及していない(A/HRC/32/38、パラ 37 を参照)。

72. インターネット仲介業者、顧客のデータを蓄えている企業及びオンライン・データ保存を提供している企業も、データを安全に保つことによって人権基準に従う義務があり、もし保護が不十分であれば

73. 企業と仲介業者の人権責務が強調されてきたが、その政策や慣行がいかに女性にインパクトを与えているかにはあまり重点が置かれてこなかった。オンラインのジェンダーに基づく暴力に関して仲介業者からの不適切な標準以下の対応が表現の自由に否定的な影響を与えることもあり、プラットフォームによる検閲、自己検閲または他の利用者による検閲という結果となっており、ハラスメントの被害者に何らかの形態の賠償も提供していないことを調査が示している¹⁴⁶。

74. 多くの仲介業者は、インターネット・サービス・プロバイダーのプラットフォームで行われた女性に対するハラスメントまたは暴力の発生を明確化、通報、調整ができる政策を今では開発している。特に、ソーシャル・メディアの仲介業者は、オンライン虐待者を「ブロック」し、許されるものとは考えられないコンテンツを削除することを目的とする内部規則の確立を通して、オンライン虐待に対処する別個のメカニズムを確立してきた。

75. 仲介業者の政策に関連するもう一つの問題は、匿名と偽名である。匿名は嫌がらせをする人にヴェールを提供し、彼らの身元を明らかにし、行動を取ることを難しくするが、匿名と偽名は、女性のた

¹⁴⁵ インターネット・ガバナンス・フォーラム、*好事例フォーラム：2015年ハンドブック*を参照。

¹⁴⁶ Eima Athar、「刑事責任免除から司法へ：女性に対する技術関連の暴力をなくすために企業の政策を改善する」、漸進的コミュニケーション協会、2014年を参照。

めのプライバシーと表現の自由のための重要な面でもある。従って匿名または偽名のオンラインのプロフィールを有する女性は、ある仲介業者の匿名に関する政策によって否定的影響も受ける。ジェンダーの視点から、女性は、虐待的なパートナー、ストーカー、ハラスメントを繰り返す人、同意を得ないポルノの分かち合いに関連するアカウントを逃れることを手助けできる偽名の利用ができるべきである¹⁴⁷。その結果、フェイスブックのようなウェブサイトで匿名のままであることを選ぶ女性、特に女性の人権擁護者は、しばしば、ハラスメントを行う人々によって、「偽の」プロフィールを有していると通報されている。ハラスメントを行う人に対する行動にかかわる代わりに、仲介業者は、時々、当該女性にその身元を明らかにするよう要求し、これが深刻な害悪の危険に彼女たちをさらすこともある。このために、この政策は、市民社会集団からの厳しい批判にさらされている。こういった批判にこたえて、フェイスブックはその政策を少し変え、今では苦情申し立て者にある程度の証拠を提出するよう求めている。この状況で、仲介業者による恣意的検閲に対する人権保護が極めて重要である¹⁴⁸。

76. 全体的に、会社は、どれくらいのコンテンツに付箋が張られ、削除され、どのような自己が立案した基準の下にあるかを報告したがるようである。ある試みがなされているが、意思決定とプラットフォームにジェンダーに基づく暴力を速やかに通報することを保証するための基準の適用における透明性は限られている¹⁴⁹。

77. 利用者のために匿名性を維持することはきわめて重要であるが、加害者の身元確認は、オンラインのジェンダーに基づく暴力が対処されるべきものならば、必要である。司法へのアクセスには、身元確認プロセスと独立した司法関係者による IP アドレスのようなデジタルの身元確認者、物理的機器、加害者にリンクする能力が必要である。様々な注意深く目的を絞った法的ツールが、そのような身元確認プロセスを促進できよう。

4. 女性と女兒に対するオンラインの ICT が促進する暴力に対処する国の法的努力

78. 女性に対するオンライン暴力事件の中には、メディアの注意を引き、特別法の採択を含め、法改革の必要性に関する重要な討議という結果となったものもあり、例えば、女兒の悲劇的な自殺という結果となったオンラインで共有された性的性質のイメージのポストが¹⁵⁰、特別法の採択を含め、法改革の必要性に関する討議を促進した。

79. 女性に対するオンラインの暴力行為が行われる速度のために、被害者には、効果的な法的保護メカニズムの速やかな救援、救済策及び賠償が必要である。しかし、現実には、多くの国々は、女性に対するオンラインの ICT が促進する暴力に関する特別な規定に関連するものを含め、女性に対する暴力と闘

¹⁴⁷ Lis Miss Hot Mess、「フェイスブックの『本名』政策が現実の人々を傷つけ、新しいデジタル格差を生み出す」、ガーディアン、2015年6月3日。

¹⁴⁸ 変革のための IT、「インドにおける技術が仲介する女性に対する暴力」、2017年1月を参照。

¹⁴⁹ 「#毒性のあるツイッター：オンラインでの女性に対する暴力と虐待」、アムネスティ・インターナショナル、2018年3月を参照。

¹⁵⁰ 例えば、カナダでの2名の女兒の自殺が、カナダ政府による2015年の親密なイメージの合意のない配布に関する C-13 法の採択を促進した。

い、これを防止することに関する包括的な法的枠組がなく、すべての核心となる人権条約に加入しているわけではない。これが、女性被害者にとっての司法へのアクセスに対する重複する障害と加害者にとっての刑事責任免除感を生み出している。

80. 国家の中には、女性に対するオンライン暴力に対処するために既存の法的枠組を更新したところもある。この点で最も頻繁に利用される法文書は、サイバー犯罪法、刑法、ドメスティック・ヴァイオレンス法と女性に対する暴力法、ヘイト・スピーチ法及びデータ保護とプライバシーに関する法律である。

81. 法的状況の中には、現在の法律が、いくつかの形態のオンライン暴力に適用されるために十分に幅広く、柔軟性があるかも知れないが、いたるところでそうであるわけではないかも知れないところもある。特別法がない場合には、被害者は、適切ではないかも知れない関連犯罪のパッチワークを通して加害者を訴えざるを得ず、例えば、被害者の中には、プライバシーの保護または中傷に関連する法の下で苦情を唱えた者もある。刑法に格差が存在する場合には、被害者は市民的手段を通して遡求権を求めようとしてきたが、これはその司法と賠償の権利には適切に対処せず、刑事責任免除を助長している。

82. 多くの国々で、たとえ身元を明らかにする情報がイメージに含まれていても、成人の親密なまたは性的に明確なイメージの同意を得ないオンラインの普及は、本来違法ではない。そのような行為が犯罪とされない国々では、検察官は、ストーキング、ハラスメント、違法な調査または子どもポルノの普及のようなその他の犯罪で加害者を告発することに限られる。犯罪化がなければ、被害者はプライバシーと尊厳へのその人権を保護できない。刑法が明確に性的に明確なイメージの同意を得ない配布を犯罪としているところでさえ、多くのそのような法律には欠陥があり、例えば、多くの刑法は、被害者に害悪または情緒的困惑を引き起こす意図の証拠を要求しており、これは証明が難しく、告訴を達成することを難しくしている。さらに現在設置されている多くの法律は、あるイメージまたはビデオを公表するとの脅しには対処していない。

83. 国家の中には、オンライン・ストーキング、オンライン・ハラスメント、同意を得ない親密なイメージの分かち合いに対処する特別法を制定しているところがあれば、その他の国内法をこれら犯罪に適用してきたところもある。家庭内での攻撃、ストーキングまたは禁止命令違反の罪での有罪判決のための懲罰を認めるドメスティック・ヴァイオレンス関連の罪での悪化する状況として、性的イメージの合意のない配布を分類している国の例もある。また、データとコミュニケーションの無許可の修正またはアクセスのような ICT 関連の罪に関して法律を開発してきた国もある。

84. 親密なイメージの合意のない配布とサイバーストーキング事件に対して裁判所によって出される家庭内暴力保護命令の適用を拡大してきた国々もある。オンラインいじめを受けた被害者が裁判所に個人に対する保護命令を出すよう要請する機会を与えてきた例もある。国々の中には、電子サービス提供者に、サイバーいじめに対して責任のある個人の身元確認において裁判所を支援するようにも要請し、被害者が損害に対して加害者を訴えことができるようにしてきた国もある。

85. 専門の法的枠組が設置されている時でさえ、法律執行担当官を含めた法的・規制的メカニズムは、適切なジェンダーに配慮した訓練の欠如とオンラインの虐待は重大な犯罪ではないという一般的認識のために、必ずしも効果的に実施するための訓練を受けていないか備えができていない。

5. 市民社会主導のイニシャティヴ

86. 専門のヘルプラインのようなある NGO が主導するイニシャティヴは、オンラインのジェンダーに基づく暴力を受けてきた女性と女兒に支援を提供する目的で、組織されてきた。一つの例は、危険にさらされている女性とそのデジタルの安全保障の慣行を改善する手助けをし、すでに攻撃を受けている女性のために迅速対応緊急事態支援を提供する「デジタル安全保障ヘルプラインに今アクセスせよ」¹⁵¹である。一日 24 時間 8 か国語で利用可能なこのサービスは、2 時間以内に受けるすべての要請に対応することを目的としている。もう一つの例は、パキスタンに拠点をもち、調査とアドヴォカシーとサービスの提供を通してオンライン・ハラスメント、技術、ジェンダーに対処する「デジタルの権利財団」¹⁵²である。その「サイバー・ハラスメント・ヘルプライン」は、オンライン・ハラスメントと暴力事件のための地域で初めての献身的なヘルプラインである。

87. オンライン暴力とその防止に関する討議のための調査、アドヴォカシー、空間を提供しているニュー・デリーに拠点を置く非営利イニシャティヴであるインターネット民主主義プロジェクト¹⁵³のように、意識啓発イニシャティヴが組織されてきた。ドイツでは、レイプ危機センターと女性のカウンセリング・センターが意識を啓発し、支援を提供し、オンライン暴力の防止に関して教育することを求めている¹⁵⁴。もう一つの例は、南アジア・メディア連帯ネットワークと共に女性ジャーナリストのオンライン虐待に反対するキャンペーンを行い、オンライン・ハラスメントとの闘いに捧げられた ByteBack キャンペーンを 2017 年に開始した国際ジャーナリスト連盟である¹⁵⁵。NGO の世界ネットワークである漸進的コミュニケーション協会は、その活動での技術の利用における人権活動家と女性団体のための能力開発に重点を置く「暴力をなくす: オンラインでの女性の権利と安全」プロジェクトを組織した。

88. 最後に(とりわけ)、カナダの YWCA が主導する「プロジェクト・シフト:女子青年のためにより安全な世界を創造する」は、若い女性と女兒に対するサイバー暴力を防止し、撤廃することを目的としている。このプロジェクトは、「信頼できる成人: 女兒と若い女性がオンライン生活を送る支援をするための実用的なこつとツール」の準備にもつながった¹⁵⁶。

IV. 結論と勧告

89. ジェンダー平等の達成、女性と女兒のエンパワーメント及び公的・私的生活での女性に対する暴力の撤廃に関する国際人権法と「持続可能な開発目標」とターゲットは、ICT によって可能となるデジタル空間と行動に完全に適用できる。さらに、オフラインで保護される人権と女性の権利は、オンラインでも保護されなければならないという原則は、表現の自由への権利とプライバシーとデータ保護への権利を尊重しつつ、新たな形態のオンラインと ICT が促進する女性に対する暴力を受けないで暮らす権利を完

¹⁵¹ www.accessnow.org/help/ を参照。

¹⁵² <http://digitalrightsfoundationpk/cyber-harassment-helpline> を参照。

¹⁵³ <http://internetdemocracy.in> を参照。

¹⁵⁴ www.frauenppgegensgewalt.de/the-federal-association.html を参照。

¹⁵⁵ <https://samsn.ifj.org/ifj-bytebackcampaign/> を参照。

¹⁵⁶ <http://ywcacanada.ca/data/documents/00000543df> より閲覧可能。

全に統合するべきである。その特徴を仮定して、ICT は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性に対する差別と暴力の撤廃を含め、すべての人権の達成を促進するための道具として役立つべきである。

90. 女性に対するオンラインのジェンダーに基づく暴力を根絶するための法的・政策的措置は、女性が直面する構造的差別、暴力、不平等に対処する人権のより幅広い枠組内で枠付けられ、ICT の利用を通じたジェンダー平等達成のための機能的環境を醸成することを求めるべきである。

91. 上記目標を達成するために、女性に対するオンラインのジェンダーに基づく暴力には、女性の権利に関するものを含めたすべての核心となる国際人権文書の受容と実施に関して、国家、インターネット仲介業者、その他のすべてのステイクホルダーの協力が必要であろう。

A. 国連に対する勧告

92. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者、意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者及びその他の特別手続きマンデート保持者と関連条約機関は、OHCHR と国連ウィメンの支援を得て、特にその作業、報告書及び勧告の中で、オンラインの人権侵害一般と女性に対するオンライン暴力と取り組むために調整を行うべきである。

B. 国家に対する勧告

93. 国家は、人権侵害であり、一形態の女性差別・ジェンダーに基づく暴力として女性に対するオンラインの ICT が促進する暴力を認め、相当に、核心となる国際人権文書を適用するべきである。

94. 国家は、オフラインで保護される人権と女性の権利は、すべての核心となる人権条約の批准と実施により、オンラインでも保護されるべきであるという原則を実施するべきである。

95. 国家は、相当の注意義務の原則に従って、新しく出現した形態のオンラインのジェンダーに基づく暴力を禁止する新法と措置を制定するべきである。そのような法律は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃委員会の一般勧告第 19 号と 35 号を相当に考慮して)と「女性に対する暴力撤廃宣言」及び「女性に対する暴力の防止、懲罰、根絶に関する米州条約(ベレム・ド・バラ条約)」、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州評議会条約」及び「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書」のようなその他の世界的・地域的女性の権利条約で解説されているように、国際的な女性の人権法と基準を根拠とするべきである。さらに各国は、その法的枠組が、暴力のない生活への権利、表現と自由と情報へのアクセスの権利、プライバシーとデータ保護への権利を含め、すべてのオンラインでの女性の権利を適切に保護することを保障するべきである。

96. 国家は、インターネットと ICT の利用可能性に関して性別データを収集し、公表し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 4 条 1 に従って、技術へのアクセスにおけるジェンダー不平等を撤廃するための措置を取るべきである。

97. 国家は、性やジェンダーに基づく差別なく、万人のためのインターネットと ICT の利用におけるデジタル識字(ICT の活用能力)も推進し、オンライン教育を含め、若い頃からあらゆるレベルの教育でジェンダー平等を推進するべきである。

98. 国家は、女性の人権とオンラインと ICT が促進する女性に対する暴力に関して国連決議を作成し、この点で、仲介業者の役割に関する国連ガイドラインを開発するべきである。

99. 国家は、相当の注意義務の原則に従って、インターネット仲介業者に関する規制が、オンラインでのジェンダーに基づく暴力を禁止している女性の人権文書を含めるために明確に拡大されるべきであり、企業と人権に関するものを含めた国際人権枠組を尊重することを保障するべきである。

100. 国家は、ジェンダーに基づく女性に対する暴力を構成する有害な資料の公表を防止し、緊急にそれらを削除する効果的措置が取られることを保障するべきである。国家は、加害者に責任を取らせために、刑事的・民事的行動の目的を適用または(適宜)適合させるべきである。そのような法的措置は、オンラインで有害な情報またはコンテンツを公表するとの脅しにも適用できるものであるべきである。

101. 国家は、女性に対するオンライン暴力、特に親密なイメージの合意のない配布、オンライン・ハラスメント及びストーキングを明確に禁止し、犯罪とするべきである。女性に対するオンライン暴力の犯罪化には、有害なコンテンツの続く「再共有」を含め、この型の虐待のすべての要素を含めるべきである。合意のないイメージを配布するという脅しは、虐待が加えられる前に提唱者や検察官がそれに介入し防止できるように、違法とされなければならない。

102. 国家は、ジェンダーに基づく暴力行為として対処するために、普通ジェンダーに中立的に犯罪化されるあらゆる形態のオンライン暴力にジェンダーの視点を適用するべきである。刑事上または民事上の行動の目的は、女性被害者がそのプライバシーの適切な保護を得て法的行動を追求し、女性の二次被害を避けることができるようにするべきであり、そのような保護がなければ、コンテンツを削除しようとする被害者は、その事件をさらに公にされる危険にさらされるかも知れない。

103. 国家は、被害者がインターネット仲介業者との協働で、その法的事件の解決を待っている資料の配布を加害者が速やかにやめる中間命令に加えて、有害なコンテンツを破壊するべしとの命令を裁判所から要求できるように、法的手段と適切な法的援助を被害者に提供するべきである。

104. 国家は、被害者が家庭裁判所または民事裁判所で、虐待者が合意なしに親密なイメージをポストしたり、分かち合ったり、オンラインであろうとオフラインであろうと、その他の形態のハラスメントまたは暴力にかかわることを防ぐために保護命令(例えば抑止命令)を得ることができるようにするべきである。

105. 国家は、加害者を捜査し、訴追し、オンラインと ICT が促進する暴力事件に対して司法を得る際の一般の信頼を築く能力を保障するために、治安判事、弁護士、警察及びその他のすべての法律執行担当官と第一線の活動家のための訓練を提供するべきである。

106. 国家は、オンライン暴力が重大なトラウマを伝える対応を正当化する一形態のジェンダーに基づく暴力であることをより良く理解させるために、女性に対するオンライン暴力に対処する法律執行担当官のための専門的で、明確で、効率的で、透明性のある内部・外部プロトコールと行動規範も開発するべきである。

107. 国家は、オンラインのジェンダーに基づく暴力の被害者のための保護措置とサービスを提供するべきであり、これには、オンラインで攻撃された者に支援を提供するための専門のヘルプライン、シェル

ター、保護命令が含まれる。

108. 国家は、補償のみに頼るべきではないが、賠償措置を提供するべきである。そのような措置には、象徴的、物質的、個人的、集団的措置を組み合わせ、被害者の状況と好みにより、原状復帰、リハビリ、満足、繰り返さないとの保証が含まれるべきである。

109. 国家は、民間の仲介業者及び国内人権機関との協力を開発し、女性に対するオンライン暴力に対処している市民社会団体を支援するべきである。

110. 国家は、防止の方法として学校と地域社会で、女性と女兒に対するオンライン暴力と ICT が促進する暴力に関してインターネット利用者のための教育、アウトリーチ、ジェンダーに配慮した訓練を提供するべきである。

111. 国家は、親密なイメージを撮ったり、他人に撮らせたりすることの危険とそのようなイメージの普及が一形態のジェンダーに基づく暴力であり、犯罪であることについて子どもや十代の若者に知らせるべきである。女兒も、ソーシャル・メディアのプラットフォームとインターネットでの安全性とオンラインで自分のプライバシーをいかに保護するかについて学ぶべきである。

112. 国家は、強力なデータ保護規則の施行を保証し、違反の場合にデータ保持者の説明責任を保障するべきである。

113. 国家は、オンラインで女性の権利と安全性を保護する解読と匿名性を含めた技術の開発を保護し奨励するべきである。

114. 国家は、民間の仲介業者と協力して、国レベルで発生報告書を定期的に公表し、女性と女兒に対するオンラインの ICT が促進する暴力の国内観測所の創設を推進するべきである。

C. インターネット仲介業者への勧告

115. インターネット仲介業者は、人権はオンラインで保護されるという原則を支持し、普遍的な人権保護に貢献し、女性のエンパワーメントとデジタル空間での女性に対する差別と暴力の撤廃を達成する目的で、すべての核心となる国際的な人権と女性の権利文書を進んで受け入れ、適用するべきである。この点で、仲介業者は、条約機関と特別手続き、特に女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、独立国際・地域女性の権利メカニズムと積極的に協力するべきである。

116. 仲介業者は、女性と女兒に対するオンラインの ICT が促進する暴力事件に対する透明性のある苦情処理メカニズムを採用するべきである。有害なコンテンツの削除を通報したり要求したりする政策と手続きは、容易くアクセスでき透明性のあるものでなければならない。仲介業者は、明確で包括的なコンテンツ修正政策と恣意的な検閲からの人権の保護と透明性のある見直し・アピール手続きを公表するべきである。

117. 仲介業者は、地方の言語でサービスの条件と通報ツールを提供するべきである。通報ツールは、アクセスでき、利用者に優しく、見つけるのが容易いものでなければならない。

118. 仲介業者は、データの安全保障とプライバシーを確保し、データの利用が国際人権法に従い、デ

ータ提供者の完全に情報を得た同意があることを保障するべきである。

119. インターネット・プラットフォームは、オンラインのジェンダーに基づく暴力を根絶することにコミットするべきである。この意味で、インターネット・プラットフォームは、女性と女兒に対する ICT が促進する暴力を防止し、人権とデジタルの安全を推進することに関する情報と教育キャンペーンに資金を配分するべきである。

以 上